

令和 3 年第 1 回定例会

長生郡市広域市町村圏組合議会会議録

令和 3 年 2 月 9 日 開会

令和 3 年 2 月 26 日 閉会

長生郡市広域市町村圏組合議会

令和3年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和3年2月9日

1 出席議員

1 番	ますだ よしお 君	2 番	山 田 広 宣 君
3 番	鈴 木 敏 文 君	4 番	三 橋 弘 明 君
5 番	常 泉 健 一 君	6 番	市 原 健 二 君
7 番	鵜 沢 一 男 君	8 番	森 佐 衛 君
9 番	今 関 澄 男 君	10 番	中 村 勇 君
11 番	小 倉 利 一 君	12 番	阿 井 市 郎 君
13 番	酒 井 良 信 君	14 番	大多和 正 之 君
15 番	星 野 一 成 君	16 番	鶴 岡 喜 豊 君
17 番	松 野 唱 平 君	18 番	大 倉 正 幸 君

2 欠席議員

なし

3 説明員

管 理 者	田 中 豊 彦 君	副 管 理 者	馬 淵 昌 也 君
副 管 理 者	田 中 憲 一 君	副 管 理 者	小 高 陽 一 君
副 管 理 者	林 和 雄 君	副 管 理 者	清 田 勝 利 君
副 管 理 者	平 野 貞 夫 君	病 院 事 業 者 管 理 者	桐 谷 好 直 君
教 育 長	内 田 達 也 君	事 務 局 長	鈴 木 祐 一 君
消 防 長	丸 幸 夫 君	水 道 部 長	斎 藤 洋 士 君
公立長生病院 事務部長心得	牧 野 悟 君	事 務 局 次 長 (環境衛生課長)	秋 葉 紀 裕 君
消防本部次長	斉 藤 豊 君	水 道 部 次 長 (工務課長)	秋 山 忠 君
事務局副参事 (総務課長)	平 山 義 晴 君	消 防 本 部 長 総 務 課 長	金 井 浩 司 君
水 道 部 長 管 理 課 長	齋 藤 良 和 君	公立長生病院 総 務 課 長	菅 谷 直 博 君

4 事務局職員

議 事 局 会 長	今 井 孔 才	書 記	秋 葉 正 人
書 記	倉 持 康 夫		

議 事 日 程

令和 3 年 2 月 9 日 午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問
- 第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について)
- 第 6 議案第 1 号 令和 2 年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第 7 議案第 2 号 令和 2 年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費補
正予算 (第 2 号)
- 第 8 議案第 3 号 令和 2 年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算 (第 1
号)
- 第 9 議案第 4 号 令和 2 年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算 (第 3
号)
- 第 1 0 議案第 5 号 令和 3 年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算
- 第 1 1 議案第 6 号 令和 3 年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予
算
- 第 1 2 議案第 7 号 令和 3 年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算
- 第 1 3 議案第 8 号 令和 3 年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算
- 第 1 4 議案第 9 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 第 1 5 議案第 1 0 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 6 議案第 1 1 号 一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関
する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 7 議案第 1 2 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第 1 8 公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会中間報告の件

第 1 9 休会の件

○議会事務局長（今井孔才） 議会事務局より議会運営委員会で協議されました内容についてお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議場の入退場扉を開放して会議を行います。

議場では、マスクの着用をお願いいたします。ただし、演台と議長席の発言のときには衝立があるので、マスクを外しての発言を可といたします。議席での発言の場合は、マスクの着用をお願いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（星野一成君） おはようございます。

開会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から、令和２年度定例監査の結果と例月出納検査の結果について報告がありました。本日お手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

書面による報告は以上です。

次に、本日本定例会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付してございますので御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

午前１０時 ２分開会

ただいまから、令和３年第１回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は全員であります。

よって定足数に達し、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

先ほど議会運営委員会を開き、今定例会の運営等について協議をいただきましたので、その内容について議会運営委員長より報告を求めます。

三橋弘明議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（三橋弘明君）

議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日午前９時３０分から議会運営委員会を開催し、令和３年第１回定例会の日程及び会議の運営方法につきまして協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

お手元に本定例会の議事日程を配付してございますので、御覧いただきたいと存じます。

まず、本日の日程について申し上げます。

日程第１といたしまして、「会議録署名議員」の指名を行います。

日程第２といたしまして、「会期の決定」を行います。この会期でございますが、提案されております議案等の内容から、本日９日から26日までの18日間としたいと思います。また、会期の内容でございますが、明日10日から25日までは休会とし、26日に本会議をお願いしたいと存じます。

日程第３といたしまして、「一般質問」を行います。通告者は、16番鶴岡喜豊議員であります。通告の内容につきましてはお手元に配付してありますので、御覧いただきたいと思います。なお、一般質問の鶴岡議員につきましては、体調の関係により、再質問については自席で着座の上、マスクを外しての発言といたします。なお、質問回数は3回、時間は30分間までとしたいと存じます。

日程第４、日程第５といたしまして、専決処分の承認の件を行います。

日程第６から日程第17は議案12件の上程があり、おのおの説明を受けた後、その審議を行います。このうち議案第５号から議案第８号までの令和３年度各会計予算につきましては、質疑後、所管の委員会に審査を付託し、休会中に審査をお願いいたします。そして、26日の本会議において委員会報告後、採決するようにお願いいたします。なお、この令和３年度予算以外の議案につきましては、委員会付託を省略し、質疑後、本日採決するようにお願いいたします。

日程第18は、「公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会中間報告の件」を行います。

最後に、日程第19といたしまして、「休会の件」を行います。

次に、26日の日程について申し上げます。

日程第１といたしまして、「付託案件の総括審議」を行います。

日程第２といたしまして、「閉会中の所管事務調査申出の件」であります。

以上で全日程が終了となります。

なお、採決の方法は起立によりお願いいたします。

以上が今定例会の運営に関する協議決定事項であります。

議員各位のご理解、御協力をお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（星野一成君） 御苦労さまでした。

以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

本日の議事日程を報告いたします。

日程は、先ほど議会運営委員会委員長から報告のあったとおりですので、御了承願います。

これより日程に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第81条の規定によって、本職において指名いたします。

6番市原健二君、7番鶴沢一男君の両名を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、今回提出されました議案の内容と議会運営委員会の意向を尊重し、本日から26日までの18日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日9日から26日までの18日間とすることに決定いたしました。

ここで管理者より挨拶の申出がありましたので、これを許します。

管理者、田中豊彦君。

○管理者（田中豊彦君） 令和3年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、時節柄大変お忙しい中、本定例会に御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、日頃より広域行政の推進に御理解、御協力を賜り、重ねて感謝を申し上げる次第であります。

昨年からの新型コロナウイルス感染拡大によりまして、日々の生活や事務事業などに多大な影響を受けており、千葉県においては緊急事態宣言が来月7日まで延長されることとなりました。広域の事業はどれをとりましても休止することができない事業であることから、感染対策に留意しておりましたが、水道部において、浄水場勤務の職員が1月20日、PCR検査の結果陽性であることが判明いたしました。

保健所からは、濃厚接触者に該当する者はいないと判断されたことから、勤務していた執務室等は直ちに消毒等を行い、業務は通常どおり行っております。引き続き感染拡大防止を徹底するとともに、住民ニーズへの対応等に努めながら経費の節減を図りつつ、事業を行ってまいり所存であります。

ここで、2件ほど行政報告をさせていただきたいと存じます。

初めに水道の関係でございますが、水道事業では、人口減少等による給水収益の減少や老朽化した施設の更新需要の増加など、水道事業が抱える問題に対処するため、今年度末まで

に今後の水道事業運営の方向性を定める水道事業ビジョン経営戦略を策定するものでございます。

議員の皆様には後ほど御説明申し上げますので、御意見をいただきたくお願い申し上げます。

また、九十九里地域の末端水道事業の統合につきましては、引き続き協議、検討を進めているところでございます。

次に、公立長生病院の関係ですが、冒頭で申し上げましたように、新型コロナウイルス感染症は依然として感染拡大に収束の兆しが見えず、当圏域におきましても感染者が発生しており、首都圏のみではなく、全国的に医療現場を取り巻く環境は大変厳しく、予断を許さない状況ではありますが、圏域内唯一の公立病院として、地域の医療を支え、住民の皆様の生命と健康を守るため、引き続き取り組んでまいります。

また、間もなく始まりますワクチン接種につきましても、市町村及び地区医師会との連携を図り、速やかな実施に向けた接種体制の構築に向け、でき得る限りの協力をしてまいりたいと考えております。

さて、本定例会におきましては、令和3年度予算を初めといたします重要な議案の審議をお願い申し上げるわけでございますが、まず私から、令和3年度広域行政の運営方針と新年度予算の概要を申し上げます。

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇用、所得環境は悪化し、経済活動の停滞は、緊急事態宣言の延長等もあり、回復の見通しが立ちません。現在、国は感染症の拡大防止策をとりながら、ポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現、防災・減災、国土強靱化の推進など、安全・安心の確保を柱とする、国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策を策定し、経済対策を行っているところですが、経済状況の改善は長期化することが見込まれております。

地方財政につきましても、税収の伸び悩みや少子高齢化、人口減少、社会保障・保健医療対策等による地方負担の増や、高度成長期に整備してきた公共施設の老朽化などの様々な問題に加え、長期化する感染症対策にも迫られ、これまでにない厳しい状況にあります。

現在、組合においても最終処分場の建設、消防庁舎の適正配置に関わる整備、水道施設の老朽化対策、長生病院の経営改善等、直面している課題が山積しております。こうした状況を十分に踏まえ、組合の運営にあたりましては、事務事業の改善に取り組むとともに、さらなる経費の節減を図りながら、事業の効率化を推進してまいり所存であります。

当組合は地域住民の生活に直結する行政分野を担っており、近年、住民からの要望は複雑多様化しているところでありますが、組合に求められる事業の安定的かつ確実な運営に努めまして、住民の負託に応えてまいる所存であります。

ここで、令和3年度の各会計に係る予算の概要について、事業ごとに申し上げます。

現在、例年より悪化している財政状況に直面し、多くの自治体が徹底した歳出削減に取り組んでいる中で、組合といたしましても構成市町村の財政状況並びに組合事業の将来展望を十分に踏まえ、組合設立の本旨を再認識し、市町村負担金の軽減を図ることを念頭に置き、各部署が事業の優先順位を選択し、各種経費を見直しし、効率的で実効性の高い予算編成といたしました。

初めに、一般会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ65億6,100万円余を計上いたしました。最終処分場嵩上げ事業に伴う地元同意事業負担金や、長生分署建設事業の起債償還額などによる増額要因がありますが、最終処分場建設事業の進捗や消防車両の更新車種の変更、また職員の減などで一般会計予算の総額は前年度当初予算と比較して、3.2%の減額となりました。

今後とも圏域住民の要望に沿えるよう、一般廃棄物の処理を円滑に進めるとともに、救急医療体制及び消防業務等の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、特別会計火葬場・斎場事業予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,500万円余を計上いたしました。人事異動などに伴う人件費の増額要因があるものの、令和元年10月の豪雨で崩落した法面の復旧工事が完了することなどにより、前年度当初予算と比較して3.3%の減額となっております。今後とも施設の特性上業務に支障を来たさぬよう細心の注意を払い、施設管理に留意しながら円滑な運営を図ってまいる所存でございます。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

令和3年度予算の業務予定量は、給水戸数約6万4,000戸、給水人口約14万人、年間総配水量を1,890万6,000立方メートルと見込みました。収益的収支につきましては、収益的収入を50億1,000万円余と見込み、収益的支出を47億8,000万円余といたしました。また、資本的収支は、資本的収入を6億9,000万円余とし、資本的支出を18億1,000万円余といたしました。常に安全で安心して使用することができる水の安定供給に向け、引き続き配水管の耐震化や老朽施設の更新事業を進めてまいります。

次に、病院事業会計予算について申し上げます。

令和３年度予算の業務の予定量は、入院患者数を３万６,０００人余、外来患者数を７万９,０００人余と見込みました。収益的収支につきましては、病院事業収益を３２億６００万円余と、病院事業費用を３２億３００万円余といたしました。また、資本的収支は、資本的収入を１億２,６００万円余とし、資本的支出を１億４,７００万円余といたしました。今後とも圏域内唯一の公立病院としてその役割を果たすべく、先般定めました中長期ビジョンの実現に向け、一層の経営健全化に努めるとともに、地域住民のニーズに沿った地域医療の提供を行っていく所存であります。

以上、令和３年度の施策並びに新年度予算の概要につきまして御説明を申し上げます。また、その他の議案につきましてはそれぞれ担当から説明をいたしますので、議員各位におかれましては慎重なる御審議いただき、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、議会定例会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

○議長（星野一成君） 御苦労さまでした。

以上で管理者の挨拶は終わりました。

日程第３「一般質問」を行います。

質問の回数は、議会運営委員会の意向を尊重し３回、時間は３０分までとしますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従い、１６番鶴岡喜豊君。

○１６番（鶴岡喜豊君） 皆さん、おはようございます。１６番、長柄町の鶴岡喜豊です。

鵜谷東部自治会の委員長の私が、長生広域水道部の管理者を千葉一宮簡易裁判所に、給水条例に抵触し過誤請求されているので、過払い金の還付を求める訴訟を起こしましたが、被告訴訟代理人の弁護士より、民事訴訟法２９条により自治会の委員長では原告に的確でないと指摘され、それに反論するだけの法規の知識がなかったので、訴訟を取り下げました。

しかし、訴訟の内容については自信があり、係争したのではなく、自治会の委員長が原告としての的確でないと指摘されたことで敗訴したとは考えていません。

コロナ禍の中、自分自身の病気も考え、時間はかかると思いますが、ここまで集会所の用途の問題を取り上げ、当初はここまで考えていませんでしたが、これからは高額な水道料金、用途の考え方などを関係省庁に訴え、訴訟については原告が誰ならよいのか弁護士に相談し、公判も弁護士にお願いすることも考えて、長生広域管理者を再度提訴し、必ず勝訴し、斎藤部長の答弁で分かりましたが、長生郡市３９７戸の集会所の水道料金が７０５万円と、官公署用に換算したときは１３０万円で、その差額は５７５万円でございます。

この575万円を過払いと考え、地方自治法の時効もありますが、民法の不当利得返還請求の消滅時効を考え、10年の5,570万円の還付をすることを、住民のために議会議員として大きな目標と考えていますので、協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に沿って質問をさせていただきます。

最初に、去年一般質問の打合せを水道部の部長、次長、管理課長としていたとき、公営企業の水道部は地方公共団体の市町村の役所と違い、大変残念に思いました。それは、訴訟を起こすなら自由にどうぞ、訴状が届いたら弁護士に相談しますと、問題の案件と何とか自分で解決しようとせず、右から左に簡単に流し、人ごとのように扱い、責任感を全く感じませんでした。

私の知っている長柄町の職員は、問題の案件は自分で解決しようと努力をして、町長が被告になって裁判に訴えるなど大変なことだと考え、責任を持って仕事をしています。それなのに、長生広域の水道部の職員が平気で管理者を被告にして、とても信用できる公営企業とは考えられません。このような長生広域の水道部を、茂原市のOBでもあります水道担当の平野副管理者はどのように考えているのか伺います。

次に、集会所の用途は、考え方が執行部と全然違うことはよく分かりましたが、管理者、副管理者、執行部は集会所の用途ではなく、給水条例の家事用の本来の適用の範囲を考えていただきたいと思います。

長生広域の水道加入者の8割、9割の用途が家事用です。水道の加入者がマンション、アパート、一戸建ての住居に住み、そこで生活し、暮らすために水道を使うので、そのためにほかの用途よりも割安に料金を設定している、それが家事用だと思っております。

だから、生活、暮らしに必要な要件である風呂、洗濯、炊事、掃除がないものが、集会所は家事用ではないのです。生活、暮らしに必要な炊事、洗濯も年間365日実施しますが、集会所ではしておりません。数日しかしていないと思いますけども、それは家事用ではないのです。

しかし、田中管理者をはじめ副管理者、執行部に理解していただけなく、大変残念です。私の家の水道は当然用途が家事用で、風呂もあり、洗濯もして、365日毎日炊事、掃除をしています。集会所は風呂がありません。洗濯もしません。365日、毎日炊事、掃除をしていません。斎藤部長は、年間365日のうち集会所は何日炊事、掃除をしていると考えているのか、頻度はどのくらいか、どのように考えているのか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（星野一成君） ただいまの16番鶴岡喜豊君の質問に対する当局の答弁を求めます。

副管理者、平野貞夫君。

○副管理者（平野貞夫君） お答えいたします。

水道事業は、地方公営企業法に基づき、常に企業の経済性を発揮し、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければならないものであるとともに、住民が健康で文化的な生活を営む上で欠かすことのできない重要なライフラインであり、また、産業経済活動を支える基盤施設としても重要な役割を果たすものであると考えております。

そうした中、水道部職員は、安全な水の安定供給、持続可能な水道の事業経営及び給水サービスの向上を目指して法令に基づき、職務を忠実に遂行しております。先ほど長柄町のお話がありましたけども、水道部職員は長柄町と同じく、常に全体の奉仕者として、また組合組織の一員として、それぞれの立場でしっかり仕事をしてきていると思っています。

以上です。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

斎藤水道部長。

○水道部長（斎藤洋士君） 集会所等において、何日それぞれ炊事、掃除をしているか、頻度はどのくらいかとのこと質問に御答弁いたします。

各集会所等の年間使用日数につきましては、各自治会の集会、行事等は様々であり、一概に何日とはお答えできませんが、集会・行事によっては、炊事、飲食、また使用後には掃除をしているものと認識しております。

なお、用途認定は使用頻度を要件としておらず、用途で判断するものであり、家事用につきましては掃除、炊事、洗濯、家庭用風呂等のいずれかに供するものであります。例といたしまして、使用頻度の低い別荘や風呂なしアパートは家事用と認定しております。

用途で考えますと、官公署は事務室や会議室の設備があり、職員が業務に従事し、利用者にサービスを提供する施設であり、官公署用はその業務で使用する水道の用途でございます。また、官公署は業務上水道水を多く使用することから、基本料金のある家事用とは違い、使用水量に応じ水道料金を徴収しており、家事用に比べ割高となるものでございます。

一方、集会所等は業務を行っておらず、炊事、飲食、掃除等で利用するため、官公署に比べ使用水量は少なく、水道水の供給維持のために必要な経費として、基本料金を設定している家事用に類するものと考え、令和2年度第2回定例会で、集会所等を家事用と答弁をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 鶴岡君、再質問はありますか。

○16番（鶴岡喜豊君） ありがとうございます。着座にて失礼いたします。

平野副管理者の考えはよく分かりましたが、実際の水道部は違うと思います。水道部は、地方公営企業と同時に、水道事業の独占企業です。平野副管理者の言うような考えは、水道部にはないと私は思っております。

職員による水道料金の着服が今になかったと斎藤部長に言われ、憤慨したので、平野副管理者と田中管理者に証拠と同時に提出した上申書を渡しましたが、業者に渡した領収書の臨時メーターの水道料金がなければいけない歳入の調定伝票がなく、入金されていませんでした。

臨時メーターはメーターの返還と同時に料金の精算を水道部の窓口で行い、10万円以上のものだけ着服されていました。しかし、これは水道部の内部のことで、よいほうです。もっとひどいのは、お客様の給水申込みの申請を無視して、申請を水道業者に訂正させ、納付金を高く徴収していました。私以外、水道部職員は誰も異議を述べず、ひどい水道部でも大変すばらしい水道企業理念があります。斎藤部長はこの水道企業理念の評価をどのくらいかと考えているか、伺います。

また、集会所の私の聞いたかった炊事、掃除の日数はどのくらいかと、斎藤部長の考えている日数が聞ければと思ったのですけれども、誰も頻度で用途を決めるなど考えていませんので、心配しないでください。斎藤部長とは、今回一回も一般質問の打合せをしなかったもので、一概に何日と答えられないと答弁をいただきましたが、それ以外の内容は、失礼ながら集会所を家事用にするためのこじつけに聞こえるので、私の頭から消しておきます。

しかし、日数が話が出たので、去年の打合せのときに、私の自治会は煮物をしていますと言った次長の自治会は、年間どんな行事のとき、何日ぐらい煮物をしているのか伺います。

○議長（星野一成君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。

斎藤水道部長。

○水道部長（斎藤洋士君） まず最初に、平野副管理者の答弁の内容につきましてですが、これは水道部の企業理念でございますので、水道部としてはそのとおり実施しているところがあります。その水道部の企業理念の評価につきましては、まさにそのとおり、職員に対しても考えるよう言うておりまして、特にあとまた、今年の新年の挨拶においても、職員に通知したところでございます。とても重要なものと考えております。

あと、先ほど横領の話ということで、何か領収書がないというお話でありましたが、それについては見つかりましたので、そのような事件はないと考えております。

（「領収書はあるんですよ」の声あり）

○水道部長（斎藤洋士君）　うちのほうもあったということで、両方。

（「調定伝票の中に入ったと」の声あり）

○議長（星野一成君）　鶴岡君。

○水道部長（斎藤洋士君）　あと、集会所で何日煮炊きをしたかというようなお話なんですけれども、これにつきましては、集会所の行事とは様々でありますので、何日とはお答えできませんが、行事によってはそういったことをやっているということで認識しております。

以上です。

○議長（星野一成君）　鶴岡君、再々質問はありますか。

鶴岡君、答弁中に質問しないでください。

○16番（鶴岡喜豊君）　はい、すみません。

○議長（星野一成君）　再々質問はありますか。

○16番（鶴岡喜豊君）　議会運営委員会の皆様のおかげで、再質問が2度できるようになり、お礼を申し上げます。

それでは、最初の一つですけれども、一つの事例ですけれども、用途が家事用の鵠谷東部青年館ですが、プロパンガスを撤去し、火器類がないので炊事ができません。家事用の用途の適用、風呂、洗濯、炊事もなく、掃除も、斎藤部長の答弁のように青年館を使った後、水道を使った掃除をしていません。年末に婦人会がバケツ1杯か2杯の水道を使い、水量は10リットルか20リットルです。これでも用途は家事用と考えているのか伺います。

2、次に、用途が家事用の鵠谷東部青年館は、メーターを設置して6年8ヶ月で、水道使用量はメーターを見ると15立米で、11万7,480円支払い、水道の使用量は1年間に換算すると2.2立米でした。しかし、水道料金は1立米当たり7,832円になり、これは用途が家事用で、2か月16立米まで2,992円の基本料金を支払っているからです。

水道料金の一番高い臨時用でも1立米当たり520円で、ほかの用途の水道料金と比較してもすごい差が生じています。また、去年の答弁より、集会所の379戸で用途を家事用で徴収しているので、705万円、官公署用に換算すると130万円でしたが、この差の575万円を1戸当たりに換算すると1万4,483円も多く徴収し、これは不当利得であると考えています。

各市町村にある集会所も基本料金がかかるので、かなり高額な水道料金を徴収されている

と考えていますが、斎藤部長はこの高い水道料金でよいと考えているのか伺います。

3、次に、用途は家事用で水道料金が徴収されているので、1立米当たり7,832円になりますが、官公署用の1立米当たり260円の消費税8%ならば、鶺谷東部青年館の水道料金は15立米なので4,212円になり、水道料金の用途の問題を解決しようとしている議員の電話を無視して切るという、接遇も考えていただきたい水道部ですが、国民の生活を守り、安定及び向上を考えている関係省庁がこの水道単価でよいと思うか伺います。

4、そして、給水条例の用途別料金設定は最初に言いましたが、ほかの用途と比較して、住民が生活のために使用する家事用の水道料金を一番安く設定しているのに、集会所は用途が家事用のため、水道料金が信じられない高額になります。用途の適用の炊事、掃除があるから家事用ではなく、集会所のような施設のために、基本料金がかからない従量制の1立米当たり260円という官公署用があると考えるか伺います。

水道部は以前、お客様の給水申込みの口径13ミリを、5栓以上は口径20ミリに訂正し、高い納付金を徴収しており、おかしいと考えたTさんに厚生労働省水道局に訴えられて、納付金の徴収を改善され、高く徴収されたことがなくなり、お客様の給水申込みのとおり受け付けるようになりました。

私も再度長生広域管理者を提訴する前に、私の要望を無視する訴訟を取り下げないかと人を使う、私の電話を無視して切る、私の情報を提供しないように業者に圧力をかける、このような水道部はとても信用できず、話し合うことはできないので、Tさんのように関係省庁を訪ね、最初に国民生活センターの紛争解決委員会に、裁判で解決できない給水条例の集会所の用途の考え方、水道法に抵触していると考えられる日本一高い水道料金、定率定額でない水道料金、不当な差別が生じている水道料金をADRに持ち込み、納得のいく判断をいただきたいと考えています。

集会所の炊事、掃除の日数の答弁のように、一概に答えられないと質問の答弁を避けて、また、分からないなどと答弁せず、ほかの言葉は要らないので、2の質問は、高い水道料金をよいと考えるか考えないか。3の質問は、関係省庁がこの水道単価でよいと思うか思わないのか。4の質問は、官公署用の基本料金のかからない従量制の1立米当たり260円という料金設定は、集会所のためにあると考えると考えないのか。斎藤部長の答えを決めてありますので、2番から4番の3つの質問は二者択一のイエス・ノー方式の答弁で、解釈なしでお願いします。

5、次に、私の集会所の用途の考え方は、十分執行部は分かっていると思います。集会所

は官公署用で、営利を目的としない団体、自治会が主に使用する施設・集会所が長生郡市に397戸あると考えています。斎藤部長は、営利を目的としないどんな団体が、主に使用するどんな施設が、長生郡市に何戸あると考えているのか伺います。

6、最後に、水道料金は水道法の第14条第2項に定められており、まず、公正・妥当であることと定められているのに、水道料金が1立米当たり7,832円になり、この料金が妥当であると考ええるのか。

次に、定率・定額をもって明確とすると定めているのに、使用料がゼロ立米でも基本料金の2,992円を徴収して、使用料がととも2ヶ月で16立米に達しないので、実質の1立米当たりの単価は集会所によりまちまちになりますが、基本料金のない1立米当たり260円の従量制で徴収することが、定率・定額をもって明確とすると考えないのか。

次に、不当な差別、取扱いをするものではないと定めていますが、私の調べた自治会は、2ヶ月16立米まで水道料金が同じなので、集会所で個人の農機具を洗って使うようにしている。また、ある自治会は、集会所の使用が9月に終わったら閉栓して、次の予定が3月になったとき開栓し、その間の料金は払わないようにしている。このような水道の使用方法で、今の料金体制は自治会に不当な差が生じていると考えないのか伺います。

以上、伺いますと尋ねた6点の質問の回答を、よろしくお願いします。

○議長（星野一成君） ただいまの再々質問に対し、当局の答弁を求めます。

ただし、制限があと2分しかございません。よろしくお願いします。

○水道部長（斎藤洋士君） 1番目の鵠谷集会所のときは、プロパンガスを取っ払って、使用していないような状況で水道料金というのは、そういった状況でも影響ないかという話でありますけど、あくまで集会所とか水道料金につきましては用途で判断するものでありますので、先ほどの答弁でも言いましたけども、風呂なしアパートであっても頻度の低い別荘であっても、用途で判断して家事用と考えるところでありますので、そういった状況でありましても、うちのほうは家事用と考えております。

2番目の基本料金の設定についてというお話でありましたけども、基本料金というのは、水道水を供給するための体制を維持するために必要な施設維持管理費とか検針等の、固定的に係る経費として捉えておりますので、そういったもので、使用水量の少ない家事用においても、基本料金を設定してあえてあるところでありますので、基本料金の設定についてはそのような形で問題ないと考えておりますので、イエスかノーかと答えれば、基本料金を設定することについてはイエスということであります。

3 番目の水道の単価についてということでありまして、これが高いというお話ではありましたが、県内の水道事業体、41事業体あるんですけども、その中で、本広域水道は安いほうから数えまして18番目でありますので、現段階においては水道水の単価は高いとは言えないと考えております。ですので、高いかについてはノーでございます。

あと、4 番目の集会所の従量制にしてはどうかというお話でありましたが、先ほどの御答弁させていただきましたように、使用水量が少ないので、そういった意味で施設の維持管理とか料金の業務等に係る経費を捻出するために、うちのほうとしては基本料金を設定したような形で、現在のところは考えております。

あと、5 番目の営利を目的としない団体はどんなものかというお話でありますけど、これは官公庁ですとか税務署とか市庁舎とか法務局とか、そういったようなもので考えております。また幾つあるかというお話については、ちょっと調べていませんので、お答えすることはちょっとすいませんけど、できません、申し訳ないです。

あと、6 番目の定額制についてのお話で、従量料金体制でいいのかというようなお話で、自治体等、特に集会所等はそういったような取り方でいいかというようなお話だったと思うんですけど、集会所等は、うちのほうはあくまで家事用と考えておりますので、家事用のとってそういう基本料金を取った中で、料金のほうを徴収していくという形で、あくまで給水条例にのっとった形で考えております。

以上でございます。

○議長（星野一成君） これをもちまして、一般質問を終了させていただきます。

日程第4「承認第1号専決処分の承認を求めることについて（職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木祐一君） 「承認第1号専決処分の承認を求めることについて」御説明申し上げます。

本件は、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年11月30日、専決処分いたしましたこと、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

職員の給与に関しましては、千葉県及び構成市町村において、人事院及び千葉県人事委員会の給与勧告に基づき、給与改定を令和2年12月1日に執行したところでございます。当組合といたしましても、その状況に鑑み、同様に給与改定を実施することとしたものでございます。

組合では、本件についての議会招集を検討したところでございますが、茂原市に準じた給与体系を採っていることから、茂原市議会における議決の日程並びに施行期日との関係から、組合議会を招集する時間的余裕がないことが明らかとなったため、専決処分により対応したものでございます。

改定内容につきましては、期末手当を0.05ヶ月引き下げることにより、年間の期末勤勉手当の支給月数を、4.50ヶ月から4.45ヶ月にしたものでございます。

以上、承認第1号について御説明を申し上げます。よろしく御審議の上ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがいまして、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

「承認第1号専決処分の承認を求めることについて（職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」を、原案のと

おり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（星野一成君） 起立全員です。

したがいまして、承認第1号は原案のとおり承認されました。

日程第5「承認第2号専決処分の承認を求めることについて（長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

牧野病院事務部長。

○病院事務部長（牧野 悟君） 「承認第2号専決処分の承認を求めることについて」御説明申し上げます。

本件は、人事院勧告及び千葉県人事院勧告に準拠し、病院事業管理者の期末手当の支給率を、病院企業職員と同様に改正するため、長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要するものとして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年12月7日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを本定例会で御報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容につきましては、期末手当の支給率を年間0.05ヶ月引き下げるもので、令和2年度については12月の支給率を0.05ヶ月分引き下げ、令和3年度からは、6月及び12月の支給率をそれぞれ0.025ヶ月とするものでございます。

以上、承認第2号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがいまして、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

「承認第２号専決処分の承認を求めることについて（長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（星野一成君） 起立全員です。

したがいまして、承認第２号は原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前１０時５８分休憩

午前１１時１０分再開

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第６「議案第１号令和２年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第３号）」、日程第７「議案第２号令和２年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費補正予算（第２号）」、日程第８「議案第３号令和２年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第１号）」、日程第９「議案第４号令和２年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第３号）」を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（星野一成君） 異議なしと認め、この４件を一括議題といたします。

初めに、議案第１号について提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木祐一君） 「議案第1号令和2年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条を御覧ください。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,454万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億6,226万2,000円にしようとするものでございます。

では、その概要を歳出から御説明いたします。

7ページをお開きください。

初めに、人件費は、今年度の見込みを精査し過不足の生じた科目について、それぞれ増減しようとするものでございます。一般職人件費では、新型コロナウイルス感染症対策として夜間急病診療所看護師増員による増はあるものの、職員数の減や各種職員手当等の実績による減などで7,505万6,000円、特別職人件費では、新型コロナウイルス感染症の影響による介護認定審査会の開催回数の減や消防団員数の減などで405万6,000円、合計7,911万2,000円を減額しようとするものでございます。

詳細につきましては、11ページから14ページの給与費明細書に記載してございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

次に、2款1項4目諸費の過年度分市町村負担金精算でございますが、精算金総額4億4,697万4,000円のうち、清掃費分の精算金から、構成市町村の意向により、一般廃棄物処理施設建設基金へ積立てをすることとした2億4,312万8,000円を除いた2億425万9,000円を、市町村に還付しようとするものでございます。

過年度分市町村負担金精算金の各費目、市町村別の詳細につきましては、32ページに記載してございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により、行政視察、工事に係る工場検査、ごみ処理委託先の現地確認、各種会議及び講習などの中止に伴い、7ページ1款議会費から9ページ5款消防費までの8節普通旅費及び研修旅費138万4,000円を減額しようとするものでございます。

次に、その他の補正内容でございますが、7ページ1款1項1目議会費は、新型コロナウイルス感染症の影響による議員行政視察の中止に伴い、13節使用料及び賃借料で37万4,000円の減、議長交際費に予算不足が生じたことから、1万円を増額しようとするものでございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費は、10 節需用費及び14 節工事請負費で、老朽化した温水センター浴場棟・プール棟の修繕などの執行に伴い生じた差金や、12 節委託料で新型コロナウイルス感染症の影響による職員研修中止に伴う不用額などで合計178 万円の減、17 節備品購入費で、老朽化した事務用プリンターなど庁用備品の更新で22 万1,000 円を増額しようとするものでございます。

3 款 1 項 1 目介護認定審査会費は、10 節需用費で審査会開催件数が減少したことに伴い、消耗品費で10 万円の減、12 節委託料、介護認定制度の法改正に対応するための介護認定システムプログラム変更委託料として704 万6,000 円を増額しようとするものでございます。

8 ページをお開きください。

4 款 1 項 2 目夜間急病診療所費は、7 節報償費で研修医協力謝礼、10 節需用費で医薬材料費、13 節使用料及び賃借料で車借上料を、見込みにより合計94 万1,000 円の減、8 節旅費で会計年度任用職員の通勤手当として費用弁償に不足が生じることから9,000 円の増、12 節委託料で新型コロナウイルス感染症の対応により、医療廃棄物の廃棄回数が増えたことで、産業廃棄物処理業務委託料に不足が生じることから、8 万円を増額しようとするものでございます。

4 款 2 項 1 目清掃総務費は、8 節旅費で、会計年度任用職員の通勤手当として費用弁償に不足が生じることから、1 万円を増額しようとするものでございます。

2 目し尿処理費は、10 節需用費で、光熱水費を見込みにより350 万円減額しようとするものでございます。

3 目可燃物処理費は、12 節委託料で執行に伴い700 万円、14 節工事請負費で、新型コロナウイルス感染症の影響により、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事の今年度分出来高が予定どおり執行することが困難となったため、工事を次年度以降に延期したことなどにより、1 億3,124 万1,000 円を減額しようとするものでございます。なお、今年度執行できなかったごみ焼却施設基幹的設備改良工事は次年度以降に再調整し、執行する予定でございます。

5 目最終処分場費は、10 節需用費で、光熱水費及び薬品費を見込みにより120 万円、12 節委託料で、執行に伴い551 万9,000 円を減額しようとするものでございます。

9 ページを御覧ください。

7 目新最終処分場建設費の12 節委託料で、執行に伴い116 万7,000 円を減額しようとするものでございます。

8 目一般廃棄物処理施設建設基金費は、令和元年度市町村負担金精算金のうち清掃費負担

金精算金から、構成市町村の意向により、2億4,312万8,000円を基金へ積み立てるため増額しようとするものでございます。

次に、5款1項1目常備消防費は、12節委託料及び18節負担金補助及び交付金で、執行に伴い合計197万9,000円、13節使用料及び賃借料で、東京オリンピック延期に伴い競技大会前進待機所等借上料131万8,000円を減額しようとするものでございます。

2目非常備消防費は、10節需用費で出初式の中止に伴い食糧費を27万円の減、12節委託料、13節使用料及び賃借料、18節負担金補助及び交付金で、操法大会の中止などに伴い、合計298万1,000円を減額しようとするものでございます。

3目常備消防施設費は、17節備品購入費で、執行に伴い73万円を減額しようとするものでございます。

10ページをお開きください。

4目非常備消防施設費は、執行に伴う減額のほか、11節役務費、12節委託料、茂原市分消防機庫新築の取下げに伴い14節工事請負費、長生村分小型動力ポンプ付積載車購入の取下げに伴い17節備品購入費で、合計4,175万3,000円の減、18節負担金補助及び交付金で、長生村より消火栓新設3栓の追加要望で、342万6,000円を増額をしようとするものでございます。

次に、7款1項2目利子は、22節償還金利子及び割引料で、令和元年度借入分の利子が確定したことによる不用額として、129万2,000円を減額しようとするものでございます。

以上が歳出の主な内容でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

5ページにお戻りください。

1款1項1目負担金は、1節市町村負担金で、人件費や事業費の精査、入札等の執行に伴う差金などの見込みから1,651万8,000円の減、2節市町村特別負担金で、非常備消防施設費の事業追加要望などに伴い、茂原市、睦沢町、長生村、長南町は増額、一宮町、長柄町は減額となり、合計で528万2,000円を増額しようとするものでございます。

市町村負担金の各費目、市町村別の詳細につきましては31ページに記載してございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

2款1項1目総務使用料は、土地使用料で実績に伴い3万4,000円の減額、2目1節保健センター使用料は、新型コロナウイルス感染症の影響により受診患者が大幅に減少したことにより、1,700万円を減額しようとするものでございます。

3款1項1目衛生費補助金は、執行に伴う事業費の減により74万2,000円の減額、2目消

防費補助金は、高規格救急自動車購入の財源として交付申請したものの、採択されなかったことから、1,462万6,000円を減額しようとするものでございます。

6 ページをお開きください。

4 款 1 項 1 目消防費補助金は、高規格救急自動車購入の財源として 2 節消防防災施設強化事業補助金が採択されたことなどにより、49万1,000円を増額しようとするものでございます。

5 款 1 項 1 目財産貸付収入は、温水センター浴場棟・プール棟において、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言に伴う休業により、貸付料を減額したことなどにより236万4,000円を減額しようとするものでございます。

8 款 1 項 1 目 1 節前年度繰越金は、4 億4,697万4,000円を増額しようとするものでございます。歳出で説明いたしました構成市町村への過年度分負担金精算還付金及び一般廃棄物処理施設建設基金への積立ての財源となるものでございます。

9 款 3 項 1 目 1 節雑入は、令和元年の台風及び10月豪雨で被災した清掃施設の建物災害共済金として197万2,000円、過年度分市町村負担金精算により、負担金に不足が生じた長生村の介護認定審査会費分、長柄町の非常備消防施設費分として41万3,000円を増額しようとするものでございます。

10 款 1 項組合債は、執行に伴う減のほか、将来負担を軽減するため不用額となった一般財源を財源更正し、起債額を圧縮することで、2 億2,930万円を減額しようとするものでございます。

2 ページにお戻りください。

下段の第 2 表繰越明許費補正は、新最終処分場建設事業で、新型コロナウイルス感染症の影響により建設計画用地地権者との交渉の機会が制限されたことなどにより、最終処分場用地購入及び立竹木等補償の年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を追加しようとするものでございます。

3 ページを御覧ください。

第 3 表債務負担行為補正は、新最終処分場基本設計等及び生活環境影響調査業務委託の執行に伴い、事業費が確定したことにより、本表のとおり限度額の変更を、最終処分場嵩上げ工事に係る生活環境影響調査業務委託は、既存施設の嵩上げであることから、実測調査の省略が可能となり、今年度中に業務完了が見込めるため廃止しようとするものでございます。

第 4 表地方債補正は、入札などによる事業費の確定及び財源更正に伴い、本表のとおり起

債の限度額を変更しようとするものでございます。

以上、議案第1号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 次に、議案第2号について提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木祐一君） 「議案第2号令和2年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条を御覧ください。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ490万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億6,566万円にしようとするものでございます。

では、その概要を歳出から御説明いたします。

5ページをお開きください。

初めに、人件費は、今年度の見込みを精査し人件費全体で14万8,000円を減額しようとするものでございます。

詳細につきましては、6ページから8ページの給与費明細書に記載してございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

次に、その他の補正内容でございますが、1款1項1目聖苑管理費は、10節需用費で、冷房による結露により足元が滑るなどの危険な状態であること、壁紙の剥がれが生じていることから、空調及び壁紙の修繕料として89万1,000円、14節工事請負費で、場内の状況を把握するための管理用モニターが老朽化し不鮮明な状態であること、また、部品の供給が終了し修繕が出来ないことから、場内管理用モニター更新工事で98万3,000円、22節償還金利子及び割引料で過年度分市町負担金精算金として325万2,000円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

2目霊柩車管理費は、8節旅費で、会計年度任用職員の通勤手当である費用弁償に不足が生じることから3万1,000円の増、10節需用費で、燃料費を見込みにより10万円減額しようとするものでございます。

戻っていただいて、4ページを御覧ください。

次に、歳入について御説明いたします。

1款1項1目1節市町負担金は、人件費の精査や、令和元年10月の豪雨災害に係る建物災

害共済金などの歳入により、795万2,000円を減額しようとするものでございます。

市町負担金と負担金精算の各費目、市町別の詳細につきましては、9ページに記載してございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

次に、2款1項1目使用料は、実績及び見込みによる聖苑使用料で75万9,000円、霊柩車使用料で30万円を、それぞれ減額しようとするものでございます。

次に、4款1項1目1節前年度繰越金は、279万7,000円を増額しようとするものでございます。歳出で説明いたしました構成市町への過年度分負担金精算還付金の財源となるものでございます。

5款2項1目1節雑入は、令和元年10月の豪雨で被災した受水槽の建物災害共済金として857万2,000円、また、過年度分市町負担金精算により負担金に不足が生じた長柄町分45万5,000円を、それぞれ増額しようとするものでございます。

6款1項1目1節保健衛生施設等災害復旧費補助金は、令和元年10月の豪雨で被災した受水槽の復旧事業費補助金として、209万6,000円を増額しようとするものでございます。

以上、議案第2号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 次に、議案第3号について提案理由の説明を求めます。

斎藤水道部長。

○水道部長（斎藤洋士君） 「議案第3号令和2年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算案（第1号）」について御説明申し上げます。

補正予算書の17ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございます。

収入の第1款、水道事業収益は3,520万5,000円減額し、補正後の予定額を50億2,645万円にしようとするものでございます。その内訳ですが、第1項営業収益は、新型コロナウイルスの影響による営業用や工場用などの使用水量の減などを見込み、3,919万6,000円減額し、39億6,120万1,000円にしようとするものでございます。

第2項営業外収益は、県補助金の内示の増や長期前受金の増を見込み、399万1,000円増額し、10億6,524万6,000円にしようとするものでございます。

18ページを御覧ください。

次に、支出の第1款水道事業費用ですが、3,116万7,000円増額し、補正後の予定額を48億225万円にしようとするものでございます。その内訳でございますが、第1項営業費用にお

きまして、職員の異動等による人件費や取水浄水施設の電気料金の減などがあるものの、配水管の漏水修繕工事など修繕費の増などにより2,459万9,000円増額し、45億4,645万1,000円にしようとするものでございます。

19ページの下段にあります第2項営業外費用は、納付する消費税及び地方消費税の増などにより656万8,000円増額し、2億4,579万6,000円にしようとするものでございます。

20ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

収入の第1款資本的収入は5,973万1,000円減額し、補正後の予定額を6億5,193万5,000円にしようとするものでございます。その内訳でございますが、第1項企業債は、対象事業費の減により、4,190万円減の5億4,010万円にしようとするものでございます。

第2項の国庫補助金は、生活基盤施設耐震化等交付金の内示により、309万5,000円減額し、2,501万4,000円にしようとするものでございます。

第3項負担金は、新規開発行為の増があるものの、下水道事業など他事業の工事に起因する負担金工事の減により、1,356万円減額し、8,417万3,000円にしようとするものでございます。

第4項雑収入は、負担金工事の減に伴う設計事務費の減により117万6,000円減額し、264万8,000円にしようとするものでございます。

次に、支出でございます。

21ページを御覧ください。

第1款資本的支出は1億2,005万3,000円減額し、補正後の予定額を17億1,997万8,000円にしようとするものでございます。内訳でございますが、第1項建設改良費は、下水道事業等による負担金工事の減や配水管布設替え工事等の入札差金が生じたことなどにより、1億3,661万3,000円減額し、9億7,073万5,000円にしようとするものでございます。

第2項企業債償還金は、建設改良工事に伴う企業債借入金の償還金であり、償還予定額により1,656万円増額し、7億4,924万3,000円にしようとするものでございます。

続きまして、2ページの第3条を御覧ください。

このことによりまして、資本的収入及び支出は、予算第4条本文括弧書きについて、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を10億6,804万3,000円に改め、補てん財源を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,556万7,000円、過年度分損益勘定留保資金3億3,893万1,000円及び当年度分損益勘定留保資金6億5,035万5,000円で補てんすることに

改めるものでございます。

最後に、第4条を御覧ください。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費は、給与改定及び人事異動等により249万7,000円減額し、4億3,475万6,000円とするものでございます。

以上、令和2年度水道事業会計補正予算案（第1号）の説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 次に、議案第4号について提案理由の説明を求めます。

牧野病院事務部長。

○病院事務部長（牧野 悟君） 「議案第4号令和2年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

第2条業務の予定量でございますが、（2）年間患者数は、本年度11月までの実績により、入院患者数を1日平均15人、年間で5,475人減らし3万1,025人に、外来患者数を1日平均45人、年間で1万935人減らし7万8,975人に変更しようとするものでございます。いずれもコロナ禍による患者の受診控えと整形外科医の退職などにより、患者が減少したものでございます。

次に、第3条収益的収入及び支出でございますが、17ページの補正予算説明書にて御説明いたします。17ページをお開きください。

まず、収入でございますが、1款病院事業収益は、既決予定額から2億1,349万1,000円を減額し、31億5,736万3,000円にしようとするものでございます。内訳でございますが、1項医業収益は、既決予定額から2億8,314万3,000円を減額し、22億8,817万4,000円にしようとするものでございます。

そのうち、1目入院収益は1億5,147万5,000円を減額し、12億7,202万5,000円に、2目外来収益は1億2,362万6,000円を減額し、7億3,051万9,000円にしようとするもので、いずれも業務の予定量で申し上げました患者数の減によるものでございます。

3目その他医業収益は804万2,000円を減額し、1億3,394万1,000円にしようとするもので、主に人間ドックの医療相談収益の減少と文書料の減により、その他医業収益が減少したことによるものでございます。

2項医業外収益は、既決予定額から82万5,000円を増額し、7億3,902万1,000円にしようとするものでございます。

そのうち、1目受取利息配当金は、資金運用による預金利息により7万6,000円とするものでございます。

3目補助金は、国保特別調整交付金等の増によるもので、520万3,000円を増額し、1,434万1,000円とするものでございます。

4目長期前受金戻入は、資産除却に伴う長期前受金の収益化の増により、153万円を増額するものでございます。

5目その他医業外収益は、自動販売機の売上手数料や施設使用料等で、本年度実績により238万3,000円減額し、1,848万3,000円にしようとするものでございます。

6目売店収益は、患者数の減少に伴う売上げの減により360万円を減額し、1,200万円にしようとするものでございます。

3項特別利益1目その他特別利益は、千葉県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業など、新型コロナウイルス感染症に関する事業費用や協力金などで6,882万7,000円を増額し、1億3,016万8,000円にしようとするものでございます。

次のページをお開きください。

次に、支出でございますが、1款病院事業費用は1億1,697万6,000円を減額し、32億4,561万8,000円にしようとするものでございます。内訳でございますが、1項医業費用は1億7,114万9,000円を減額し、30億7,351万6,000円にしようとするものでございます。

そのうち、1目給与費は、医師・看護師の減により9,572万7,000円を減額し、19億2,650万1,000円にしようとするものでございます。

2目材料費は、入院患者数の減に伴い、薬品費、診療材料費の減少により7,500万円を減額し、4億6,200万円にしようとするものでございます。

次のページに続きまして、3目経費は、主に光熱水費等の減少により650万5,000円を減額し、4億7,538万8,000円にしようとするものでございます。

4目減価償却費は、償却資産の減などにより、1億8,905万6,000円にしようとするものでございます。

5目資産減耗費は、除却資産の増などにより790万1,000円を増額し、1,337万1,000円にするものでございます。

6目研究研修費は、旅費を要する研修の参加の減により、180万円を減額するものでございます。

2項医業外費用は485万4,000円を減額し、5,477万8,000円にしようとするもので、主に2

目売店費用で350万円の減額と、3目消費税及び地方消費税の減などによるものでございます。

3項特別損失1目その他特別損失は、新型コロナウイルス感染症に関わる事業により、5,902万7,000円を増額し、1億1,732万4,000円にしようとするものでございます。

以上の増額減額により、病院事業収益から病院事業費用を差し引きました当期純損益は、税込でございますが、8,825万5,000円の損失となる見込みでございます。

2ページにお戻りください。

第4条資本的収入及び支出でございますが、資本的収入については、補正はございません。

資本的支出につきましては、1款資本的支出を、既決予定額から120万円を減額し、1億1,388万9,000円にしようとするもので、3項投資で、看護学生の修学資金貸付金申込者の実績により、1名分の120万円を減額するものでございます。

これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,403万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額30万5,000円、過年度損益勘定留保資金5,372万8,000円で補てんするものと改めるものでございます。

第5条議会の議決を経なければ流用することができない経費でございますが、(1)職員給与費の既決予定額について、9,572万7,000円を減額し、19億2,650万1,000円にしようとするものでございます。これは収益的支出、医業費用の給与費と合致するものでございます。

第6条たな卸資産購入限度額でございますが、4億6,200万円に改めるものでございます。これは収益的支出、医業費用の材料費と合致するものでございます。

以上、議案第4号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 以上で説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（星野一成君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

最初に、議案第1号についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ、討論を終結します。

次に、議案第2号について質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ、討論を終結します。

次に、議案第3号について質疑を許します。

質疑ございませんか。

16番、鶴岡喜豊君。

○16番（鶴岡喜豊君） 補正予算書の17ページと18ページなんですけども、コロナの関係で営業用、工場用の水量が減少したということで3,919万6,000円減にしておりますけれども、18ページで受水費が、受水量の増加により958万6,000円増加になっております。給水量、使用量が減ったなら受水量も減るんじゃないかと思うんですけども、その辺の御説明をお願いします。

また、それぞれ減少したトン数、約何トン減ったのか、増加したら増加したトン数、何トンぐらい増加したのか、説明をお願いします。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

斎藤水道部長。

○水道部長（斎藤洋士君） 確かにコロナの影響で工場用と営業用は減少はしてあるんですけど、ただ、その分家事用は増えております。受水費が増加したということにつきましては、当初の予算の組み方において、ちょっと前年より低く見ていたということも事情がありまして。

それとあと、実際は家事用が増えておりますので、量的にはそんなには落ちていないんですけども、ただ、家事用は非常に料金を低く設定をしておりますので、それが増えたとしても、工場用とか営業用のように料金収納の高いところが落っこったということで、収益的にはちょっと減が大きくなったというところであります。

あと、じゃ、どれくらい落っこったかという話でありますけども、当初と比較しまして、まず家事用は7万8,000立米ほど増えたような形です。営業用は7,200立米ほど下がったような形です。官公署用は900立米ぐらい下がったような形です。900万ぐらい下がったような形です。工場用は2,900万ほど下がった形で、その他で300万ほど下がっているような形となっております。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 鶴岡君、よろしいですか。

○16番（鶴岡喜豊君） 議事録見ますので。

○議長（星野一成君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ、討論を終結します。

次に、議案第4号について質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第1号令和2年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）」

について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（星野一成君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号の採決をしますが、この採決には、組合規約第8条の2が適用されます。
採決をします。

令和2年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（星野一成君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第3号令和2年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1号）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（星野一成君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

最後に、「議案第4号令和2年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第3号）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（星野一成君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時57分休憩

午後 1時00分再開

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第10「議案第5号令和3年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算」、日程第11「議案第6号令和3年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算」、

日程第12「議案第7号令和3年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算」、日程第13「議案第8号令和3年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算」を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（星野一成君） 異議なしと認め、この4点を一括議題といたします。

初めに、議案第5号について提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木祐一君） 「議案第5号令和3年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算」について御説明申し上げます。

令和3年度の予算編成にあたりましては、新型コロナウイルス感染症の影響による構成市町村の歳入減など、より厳しい財政状況を念頭に置き、歳入については財源の的確な算定を行い、歳出においては、緊急性及び優先順位に十分留意し、限られた財源で最大の効果を得られるよう策定いたしました。

一般会計予算の議決項目につきましては、予算書の1ページから4ページの第4表負担金負担割まででございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

第1条を御覧ください。

予算の総額ですが、歳入歳出それぞれ65億6,162万5,000円に定めようとするものでございます。前年度当初予算と比較して2億1,525万8,000円、3.2%の減額となりました。

予算の内容について、別冊の資料としてお配りしております「予算（案）の概要」により御説明申し上げます。

概要の3ページをお開きください。

初めに、歳出から御説明いたします。

1款議会費は、前年度と比較し4,000円、0.2%減の209万9,000円を計上いたしました。議員報酬をはじめとする議会運営のための経費でございます。

次に、2款総務費は、前年度と比較し2,125万5,000円、11.3%減の1億6,675万4,000円を計上いたしました。職員14人分の人件費のほか、総務管理に関する各種経費でございます。

減額となった要因は、温水センター浴場棟・プール棟の修繕料の増などを見込んだことによる需用費で、326万5,000円の増となったものの、人事異動による人件費で1,322万7,000円、建物災害共済分担金など計上科目を見直したことによる役務費で348万2,000円、温水センタ

一浴場棟・プール棟の設備更新を一部見送ったことによる工事請負費で726万9,000円の減などによるものでございます。

次に、3款民生費は、総額で4,222万1,000円を計上いたしました。1項介護認定審査会費は、前年度と比較し15万4,000円、0.4%増の3,573万9,000円を計上いたしました。審査委員報酬及び職員2人分の人件費のほか、審査会開催のための事務執行経費でございます。

2項障害支援区分認定審査会費は、前年度と比較し10万5,000円、1.6%増の648万2,000円を計上いたしました。審査委員報酬及び職員1人分の人件費のほか、審査会開催のための事務執行経費でございます。

次に、4款衛生費は、総額で31億5,714万6,000円を計上いたしました。1項1目保健衛生総務費は、前年度と比較し1,165万8,000円、4.8%増の2億5,626万5,000円を計上いたしました。職員6人分の人件費、夜間待機施設の業務委託、休日在宅当番医業務委託のほか、地域医療の整備等に係る各種経費でございます。

2目夜間急病診療所費は、前年度と比較し184万2,000円、4.3%増の4,448万1,000円を計上いたしました。夜間急病診療所の医師報酬をはじめ、看護師等の報酬、夜間急病診療所の運営及び維持管理に関する各種経費でございます。

3目温水センター屋外施設費は、前年度と比較し37万6,000円、8.9%増の458万1,000円を計上いたしました。スポーツ運動広場及びテニスコートの維持管理に要する各種経費でございます。

次に、2項1目清掃総務費は、前年度と比較し5,454万7,000円、44.1%増の1億7,811万6,000円を計上いたしました。職員24人分の人件費の他、清掃事務執行に係る各種経費でございます。増額となった要因は、各ごみ処理施設の運転管理業務委託が進み、職員は総合的な管理を担っていることから、清掃費の人件費を集約したことなどにより5,108万3,000円、5年ごとに策定が必要な一般廃棄物処理基本計画策定による委託料で、374万5,000円の増などによるものでございます。

2目し尿処理費は、前年度と比較し442万3,000円、3.1%減の1億3,699万6,000円を計上いたしました。し尿処理施設の運営及び維持管理に係る各種経費でございます。

3目可燃物処理費は、前年度と比較し1億2,827万8,000円、7.2%増の19億623万3,000円を計上いたしました。可燃物の収集や処理、施設の運転及び維持管理に係る各種経費でございます。増額となった要因は、人件費の集約により2,453万3,000円、ごみ焼却施設総合定期点検の項目を一部見送ることなどにより、委託料で347万6,000円の減となったものの、債務

負担行為を設定しているごみ焼却施設基幹的設備改良工事の年度内訳などによる工事請負費で、2億406万5,000円の増などによるものでございます。

4目不燃物処理費は、前年度と比較し4,768万6,000円、20.6%減の1億8,395万9,000円を計上いたしました。不燃物の収集や処理、施設の運転及び維持管理に係る各種経費でございます。減額となった要因は、不燃ごみ収集業務やごみ受入れ選別作業等業務委託の長期継続契約更新の年で、労務単価などの上昇による委託料で1,196万7,000円の増となったものの、人件費の集約により1,097万9,000円、施設部分更新工事の減などによる工事請負費で4,003万4,000円の減などによるものでございます。

5目最終処分場費は、前年度と比較し600万5,000円、3.0%増の2億573万円を計上いたしました。エコパーク長生及び佐貫最終処分場の施設の運転及び維持管理や、埋め立て処理などに係る各種経費でございます。

6目資源化推進費は、前年度と比較し1,111万1,000円、6.2%増の1億9,096万6,000円を計上いたしました。紙類、ビン等の収集及び選別処理等に係る各種経費でございます。

7目新最終処分場建設費は、前年度と比較し2億4,844万8,000円、83.3%減の4,981万9,000円を計上いたしました。埋立満了間近のエコパーク長生に代わる新最終処分場の建設に係る各種経費でございます。

減額となった要因は、地下水の観測用井戸設置による工事請負費で892万1,000円の増となったものの、事業進捗による委託料で2,548万7,000円、公有財産購入費で1億5,939万円、補償補填及び賠償金で7,297万5,000円の減などによるものでございます。

8目で計上しておりました一般廃棄物処理施設建設基金費でございますが、当初予算での計上が不要なことから、目を廃止するものでございます。

次に、5款消防費は、総額で26億1,283万6,000円を計上いたしました。1目常備消防費は、前年度と比較し6,505万円、3.0%増の22億644万5,000円を計上いたしました。職員239人分の人件費のほか、常備消防の運営に係る各種経費でございます。

増額となった要因は、感染症対策用防護服などによる消耗品費及び計上科目の見直しに伴い、需用費で980万9,000円、委託料で383万6,000円、備品購入費で624万8,000円、負担金補助及び交付金で3,633万3,000円、また、令和元年豪雨で崩落した味庄分署西側法面補修や、老朽化した中央消防署救助訓練塔床更新工事による工事請負費で、405万6,000円の増などによるものでございます。

2目非常備消防費は、前年度と比較し982万8,000円、8.0%増の1億3,212万2,000円を計

上いたしました。団員1,469人分の報酬をはじめ、出場手当など消防団の運営に係る各種経費でございます。

3 目常備消防施設費は、前年度と比較し2億2,275万3,000円、70.5%減の9,307万6,000円を計上いたしました。常備消防施設の整備に係る各種経費でございます。減額となった要因は、普通建設事業費に係るもの以外の計上科目を1目へ見直したことにより、需用費で430万円、委託料で706万2,000円、負担金補助及び交付金で3,396万8,000円、また、更新車両の車種などにより備品購入費で、1億7,742万3,000円の減によるものでございます。

4 目非常備消防施設費は、前年度と比較し2,551万6,000円、16.4%増の1億8,119万3,000円を計上いたしました。構成市町村からの要望に基づく非常備消防施設の整備や車両更新、消火栓新設に関する各種経費でございます。増額となった要因は、更新車両の車種などにより備品購入費で957万9,000円、計上科目の見直しに伴い、修繕料の2目への集約により需用費で275万円、負担金補助及び交付金で1,376万2,000円の減となったものの、消防機庫新築1棟の増により委託料で92万1,000円、工事請負費で5,068万2,000円の増などによるものでございます。

6 款教育費は、前年度と比較し26万5,000円、1.4%減の1,834万7,000円を計上いたしました。視聴覚教材センター費として、職員3人分の人件費のほか、視聴覚機器、学校教育及び社会教育用DVDの購入など、視聴覚教育に係る各種経費でございます。

7 款公債費は、前年度と比較し1,510万7,000円、2.9%増の5億4,222万2,000円を計上いたしました。

8 款予備費は、前年同額の2,000万円を計上いたしました。

以上が歳出についての概要でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

1 ページにお戻りください。

組合の自主財源であります2 款使用料及び手数料から御説明いたします。

前年度と比較し361万3,000円、0.4%減の7億9,999万3,000円を計上いたしました。

次に、3 款国庫支出金は、前年度と比較し1億3,861万7,000円、41.9%増の4億6,923万円を計上いたしました。増額となった要因は、衛生費補助金でごみ焼却施設基幹的設備改良事業において交付対象事業費が増加したことに伴い、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金で1億6,201万3,000円の増などによるものでございます。

次に、4 款県支出金は、前年度と比較し2,071万9,000円、40.6%減の3,031万2,000円を計

上いたしました。減額となった要因は、事業費の減少に伴い、消防・救急体制整備費補助金で1,170万1,000円、消防防災施設強化事業補助金で920万8,000円の減などによるものでございます。

次に、5款財産収入は、前年度と比較し619万6,000円、32.2%減の1,302万4,000円を計上いたしました。減額となった要因は、温水センター浴場棟・プール棟の賃貸借契約が令和2年度末で終了となり、新たな賃貸借契約では、建物及び設備の減価償却に伴い普通財産貸付料で614万6,000円の減などによるものでございます。

次に、6款寄附金は、存目のための計上でございます。

次に、7款繰越金は、予備費充当分として2,000万円を計上したものでございます。

次に、8款諸収入は、前年度と比較し448万7,000円、6.9%減の6,080万1,000円を計上いたしました。

次に、9款組合債は、前年度と比較し3億4,730万円、36.5%減の6億300万円を計上いたしました。減額となった要因は、新最終処分場建設事業の進捗に伴い、清掃債で2億5,570万円、事業費の減に伴う消防債で9,160万円の減によるものでございます。

また、繰入金は、一般廃棄物処理施設建設基金からの繰入のため存目で計上しておりましたが、当初予算での計上が不要なため、款を廃止するものでございます。

最後に、歳入の不足額を負担金でお願いするものですが、1款分担金及び負担金は、前年度と比較し2,844万1,000円、0.6%増の45億6,526万4,000円を計上いたしました。増額となった要因は、予算総額が2億1,525万8,000円の減となったものの、ごみ収集業務委託料などの物件費や、長生分署建設事業で借り入れた元金償還の増による公債費の増などによるものでございます。

以上が歳入の概要でございます。

続きまして、予算書にお戻りいただき、3ページをお開きください。

第2表債務負担行為について御説明申し上げます。

本表一行目、最終処分場嵩上げ工事に係る地元同意事業負担金で、令和4年度から7年度まで、限度額4,208万円を設定しようとするものでございます。これは、地元同意事業として要望のあった周辺道路の拡幅工事を実施する茂原市への負担金でございます。

次に、二行目、新最終処分場建設事業に係る地元同意事業負担金で、令和4年度から令和17年度まで、エコパーク長生建設時の負担金額を参考として、限度額6,205万6,000円を設定しようとするものでございます。

次に下段の表、第3表地方債について御説明申し上げます。

本表は、可燃ごみ処理施設整備事業、常備消防施設整備事業、非常備消防施設整備事業について、本表のとおり、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めようとするものでございます。

次に、4ページをお開きください。

第4表負担金負担割につきまして、各費目の負担割合を本表のとおり定めようとするものでございます。

以上、議案第5号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 次に、議案第6号について提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木祐一君） 「議案第6号令和3年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算」について御説明申し上げます。

本案の議決項目につきましては、予算書の63ページから64ページ、第2表負担金負担割まででございます。

それでは、予算書の63ページをお開きください。

第1条を御覧ください。予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ1億4,551万4,000円に定めようとするものでございます。前年度当初予算と比較して、502万9,000円、3.3%の減となりました。

その内容を、別冊資料の「予算（案）の概要」により御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

まず、歳出でございますが、下段の表を御覧ください。

1款事業費は、前年度と比較し502万9,000円、3.4%減の1億4,451万4,000円を計上いたしました。職員8人分の人件費のほか、火葬業務委託をはじめとする聖苑の管理運営費でございます。

減額となった要因は、コロナ禍の新しい生活様式で、参列者の減少や通夜振舞いの減、通夜無しの一日葬などにより光熱水費など需用費で309万4,000円、事業項目の減による委託料で318万2,000円、空調機等改修工事の項目減などによる工事請負費で309万1,000円の減などによるものでございます。また、計上科目の見直しにより、聖苑管理費と霊柩車管理費を集約し、管理費といたしました。

2 款予備費は、前年度と同額の100万円を計上いたしました。

以上が歳出の概要でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

上段の表を御覧ください。

2 款使用料及び手数料は、前年度と比較し211万3,000円、4.7%減の4,288万2,000円を計上いたしました。減額となった要因は、実績により聖苑使用料で153万2,000円、霊柩車使用料で58万2,000円の減を見込んだことによるものでございます。

3 款国庫支出金、4 款寄附金は、存目のための予算計上でございます。

次に、5 款繰越金は、予備費充当分として100万円を計上いたしました。

次に、6 款諸収入は、前年度と比較し1万円、12.2%減の7万2,000円を計上いたしました。減額となった要因は、実績により自動販売機管理料の減を見込んだことによるものでございます。

最後に、歳入の不足額を負担金でお願いするものですが、1 款分担金及び負担金は、前年度と比較し290万7,000円、2.8%減の1 億155万8,000円を計上いたしました。減額となった要因は、歳入では実績により、聖苑使用料など使用料及び手数料の減額を見込んだものの、歳出で光熱水費など需用費、委託料、工事請負費が減となったことによるものでございます。

以上が歳入の概要でございます。

続きまして、予算書にお戻りいただき、64ページをお開きください。

下段の第2 表負担金負担割合につきまして、本表のとおり定めようとするものでございます。

以上、議案第6 号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 次に、議案第7 号について提案理由の説明を求めます。

斎藤水道部長。

○水道部長（斎藤洋士君） 議案第7 号令和3 年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算（案）につきまして御説明申し上げます。

予算案の概要書にて説明させていただきますので、12ページをお開き下さい。

まず、業務量の見込みでございますが、1 の給水戸数は6 万3,755戸で、前年度に比べ277 戸の増を見込んでおります。

2 の給水人口は14万102人で、前年度に比べ955人の減を見込んでおります。

3の年間総給水量は、営業用や工場用水量の減少により、1,890万6,000立方メートルと、前年度に比べ2万立方メートル、0.1%の減を見込んでおります。

また、4の1日平均給水量は、5万1,797立方メートルでございます。

続きまして、1の水道事業収益及び費用についてでございます。

最初に、1款水道事業収益は、前年度に比べ4,854万1,000円、1%減の50億1,311万4,000円を計上いたしました。

1項営業収益は、前年度に比べ4,410万6,000円、1.1%減の39億5,629万1,000円で、その内訳としまして、1目給水収益は、営業用・工場用の使用水量の減少を見込んだことにより、前年度に比べ4,315万3,000円減の39億4,078万8,000円を計上いたしました。

2目受託工事収益は、前年度と同額の110万円を計上いたし、3目その他営業収益は、手数料及びその他営業収益として、前年度に比べ95万3,000円減の1,440万3,000円を計上いたしました。

次に、2項営業外収益は、前年度に比べ443万5,000円、0.4%減の10億5,682万円で、その内訳といたしまして、2目給水申込納付金は、新規申し込み件数の減少を見込んだことにより、前年度に比べ1,021万円減の1億1,213万8,000円を計上いたしました。

3目市町村負担金は、前年度と同額の4億290万円を計上し、4目県補助金は、限度額となる市町村負担金額から千葉県市町村水道総合対策事業補助要綱に基づく控除を見込み、前年度に比べ87万8,000円増の3億8,174万9,000円を計上いたしました。

5目長期前受金戻入は、補助金・負担金等により取得した資産に係る減価償却費見合い分を収益化したもので、前年度に比べ472万3,000円増の1億5,841万4,000円を計上いたしました。

6目雑収益は、図面複写料金等を見込み、前年度に比べ12万円増の156万3,000円を計上いたしました。

13ページを御覧ください。

水道事業費用でございます。

1款水道事業費用は、前年度に比べ2,673万4,000円、0.6%増の47億8,781万7,000円を計上いたしました。

1項営業費用は、前年度に比べ2,931万1,000円、0.6%増の45億5,116万3,000円で、その内訳としまして、1目原水及び浄水費は、受水費や取水・浄水施設の維持管理、水質検査等に係る経費で、前年度に比べ630万6,000円減の27億1,641万3,000円を計上いたしました。こ

のうち九十九里地域水道企業団へ支払う受水費は、前年度に比べ30万3,000円減の24億2,861万1,000円を計上いたしました。

2目配水及び給水費は、主に漏水修理工事等の給水施設の維持管理に係る経費で、前年度に比べ5万3,000円増の3億9,595万7,000円を計上いたしました。

3目受託工事費は、配給水管切損事故等に伴う受託工事として、前年度と同額の110万円を計上いたしました。

4目業務費は、主に水道料金の検針及び集金に係る経費で、前年度に比べ95万8,000円増の2億8,617万9,000円を計上いたしました。

5目総係費は、九十九里地域の末端給水事業体の統合に係る負担金等の増により、前年度に比べ1,130万2,000円増の1億5,045万7,000円を計上いたしました。

6目減価償却費は、配水管等の有形固定資産を定額法で算出し、前年度に比べ2,378万1,000円増の9億6,891万3,000円を計上いたしました。

次に、2項営業外費用は、前年度に比べ1,257万7,000円、5.3%減の2億2,665万1,000円で、その内訳としまして、1目支払利息及び企業債取扱諸費は、前年度に比べ1,437万円減の1億7,402万7,000円を計上いたしました。

2目消費税及び地方消費税は、仮受消費税から仮払消費税を控除した納税額で、前年度に比べ157万1,000円増の5,210万1,000円を計上いたしました。

次に、4項予備費は、施設の応急修繕や災害に伴う復旧費用などに備えて、前年度と同額の1,000万円を計上いたしました。

次に、表の予定損益計算書についてを御覧ください。

水道事業収益の予算額から水道事業費用の予算額を差し引き、消費税等相当額と納付額を除きました一番右下にございます令和3年度の当年度純利益は、1億4,679万7,000円を見込んでおります。

14ページを御覧ください。

続きまして、2の資本的収入及び支出についてでございます。

1款資本的収入は、前年度に比べ1,269万4,000円、1.8%減の6億9,897万2,000円を計上いたしました。

1項企業債、1目企業債は前年度に比べ100万円、0.2%減の5億8,100万円といたしました。

2項国庫補助金、1目国庫補助金は、重要給水施設配水管耐震化事業によるもので、前年

度に比べ44万3,000円、1.6%減の2,766万6,000円を計上いたしました。

3 項負担金、1 目負担金は、前年度に比べ1,144万3,000円、11.7%減の8,629万円を計上いたしました。

4 項雑収入、1 目雑入は、負担金工事に係る設計手数料によるもので、前年度に比べ19万2,000円、5.0%増の401万6,000円を計上いたしました。

続きまして、資本的支出でございます。

1 款資本的支出は、前年度に比べ2,540万2,000円、1.4%減の18億1,462万9,000円を計上いたしました。

1 項建設改良費は、前年度に比べ9,679万5,000円、8.7%減の10億1,055万3,000円を計上いたしました。その内訳といたしまして、1 目消火栓工事費は、新設消火栓設置数の減により、前年度に比べ155万円減の945万円を計上いたしました。

2 目建設事務費は、業務委託の減などにより、前年度に比べ929万9,000円減の4,889万3,000円を計上いたしました。

3 目原水施設費は、老朽化した施設の更新、水の安全性の向上のため、非常用発電機更新及び導水管布設替え工事等の増があるものの、水質監視装置工事等の減により、前年度に比べ1,811万7,000円減の1 億1,448万3,000円を計上いたしました。

4 目配水施設費は、老朽化した管路の更新や安定した給水体制を維持するため、老朽化した配水管の布設替え工事等の増があるものの、下水道事業などの負担金工事等の減などにより、前年度に比べ6,576万6,000円減の8 億2,427万5,000円を計上いたしました。

5 目営業設備費は、深井戸用水中モーターポンプ購入や水質に係る計測機器購入等の増があるものの、軽トラック購入費の減などにより、前年度に比べ206万3,000円減の1,345万2,000円を計上いたしました。

次に、2 項企業債償還金 1 目企業債償還金は、前年度に比べ7,139万3,000円、9.7%増の8 億407万6,000円を計上いたしました。

なお、一番下に記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額11億1,565万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。

15ページには令和3年度に実施する主要事業を記載してございますので、後ほど御覧ください。

以上、令和3年度水道事業会計予算案の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、

御可決下さるようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 次に、議案第8号について提案理由の説明を求めます。

牧野病院事務部長。

○病院事務部長（牧野 悟君） 「議案第8号令和3年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算」について御説明申し上げます。

令和3年度予算の説明に入ります前に、病院事業の経営状況と新年度事業の計画について御説明させていただきます。

経営状況でございますが、外来・入院患者数の落ち込みは、今年度当初の四半期に比べ回復傾向にあるものの、今年度下期においても減収が推測され、令和2年度決算は、先ほど補正予算でも御説明いたしました、人件費の削減効果などを踏まえましても、8,800万円余の赤字が見込まれているところでございます。

新年度の病院事業におきましては、今年度10月末までの実績と推計によりますと、今年度の1日平均患者数は85人と見込まれておりますが、医師の招聘対策として進めております年俸制任期付職員制度の実施によりまして、本年の4月の採用が内定している内科医師の業務目標による増加見込みなどによりまして、1日平均患者数を100人としております。

また、経営改善では、患者サービスの向上の一つとして、会計でのクレジットカードによる支払いや、B棟の建替えについても検討の準備を進めてまいりたいと考えております。

このような状況のもと、令和3年度当初予算においては、繰出基準外負担金を1億9,900万円余とさせていただき、令和2年度と同額の7億8,871万7,000円といたしました。しかしながら、コロナ禍による影響など先行きが見えない状況もありますことから、病院事業会計の運用に当たりましては、大変厳しいものであると認識しておるところでございます。

それでは、令和3年度予算について御説明いたします。

予算書では123ページからとなりますが、令和3年度予算（案）の概要にて説明させていただきます。

「予算（案）の概要」の16ページを御覧ください。

業務量の見込みでございますが、項目1の病床数の180床は県の許可病床数で、増減はございません。稼働病床数は、平成30年7月に関東信越厚生局へB棟の52床を休床とする届出により、現在は128床で運用しております。

項目2の年間患者数ですが、入院患者数を1日平均で前年度と同数の100人、年間では3万6,500人と見込みました。外来患者数は、1日平均で40人減の330人、年間では前年度に対

して1万50人、11.2%減の7万9,860人と見込みました。いずれの患者数も、令和2年度上半期の実績と、下半期の推計及び本年4月の採用が内定している内科医2名の業務目標による増加を見込んだ患者数としております。

次に、1の病院事業収益及び費用について御説明申し上げます。

下段の表を御覧ください。こちらは消費税を含んだ金額となっております。

初めに病院事業収益ですが、1款病院事業収益は、前年度当初予算額に対して1億308万1,000円、3.1%減の32億643万3,000円を計上いたしました。

1項医業収益は、前年度当初予算額に対して1億492万円、4.1%減の24億6,639万7,000円を計上いたしました。その内訳として、1目入院収益は、前年度当初予算額に対して1,825万円、1.3%増の14億4,175万円。先ほどの業務量の見込みにある入院患者数、1日平均100人に、1人1日当たりの診療単価を3万9,500円と見込み、計上したものでございます。

2目外来収益は、前年度当初予算額に対して1億1,544万円、13.5%減の7億3,870万5,000円。これは外来患者数1日平均330人、診療日数を242日、1人1日当たりの診療単価を9,250円と見込み、計上したものでございます。

3目その他医業収益は、特定健診や人間ドックなどの収入で、前年度当初予算額に対して804万1,000円、5.7%減の1億3,394万2,000円を計上いたしました。

4目市町村負担金は、救急医療の確保に要する経費として、前年度当初予算額に対して31万1,000円、0.2%増の1億5,200万円を計上いたしました。

2項医業外収益は、前年度当初予算額に対して183万9,000円、0.2%増の7億4,003万5,000円を計上いたしました。その内訳として、1目受取利息配当金は科目設定でございます。

2目市町村負担金は、高度医療や小児医療等に要する経費として、前年度当初予算額に対して3,481万円、6%増の6億1,978万3,000円を計上いたしました。

3目補助金は、県救急基幹センター運営に係る補助金等で、前年度と同額の913万8,000円を、4目長期前受金戻入は、前年度当初予算額に対して2,673万4,000円、24.8%減の8,088万3,000円を計上いたしました。

5目その他医業外収益は、自動販売機等の売上手数料や医師派遣料などで、前年度当初予算額に対して263万7,000円、12.6%減の1,822万9,000円を、6目売店収益は、前年度当初予算額に対して360万円、23.1%減の1,200万円を計上いたしました。これらにつきましては、令和2年度の決算見込みにより算出したものとなっております。

7目消費税及び地方消費税還付金は科目設定でございます。

3項特別利益1目その他特別利益につきましても科目設定でございます。

次に、病院事業費用でございますが、17ページの中段の表を御覧ください。

1款病院事業費用は、前年度当初予算額に対して1億95万3,000円、3.1%減の32億340万5,000円を計上いたしました。

1項医業費用は、前年度当初予算額に対して8,156万2,000円、2.5%減の31億6,310万3,000円を計上いたしました。その内訳として、1目給与費は、前年度当初予算額に対して2,557万6,000円、1.3%減の20億875万7,000円を計上いたしました。

2目材料費は薬品費や診療材料費などで、前年度当初予算額に対して2,479万3,000円、4.6%減の5億1,220万7,000円を計上いたしました。

3目経費は光熱水費、修繕費、委託料などで、前年度当初予算額に対して1,370万4,000円、2.9%増の4億8,349万2,000円を計上いたしました。増額の主な理由は、外来受付の運用の変更に伴う新たな業務委託や、B棟建替えの検討を進めるに当たり、建設調査委託など委託費の増によるものでございます。

4目減価償却費は、前年度当初予算額に対して4,489万7,000円、23.7%減の1億4,417万7,000円を、5目資産減耗費は前年度と同額の547万円を、6目研究研修費は前年度と同額の900万円を計上いたしました。

2項医業外費用は、前年度当初予算額に対して1,939万1,000円、32.5%減の4,030万1,000円を計上いたしました。その内訳として、1目支払利息及び企業債取扱諸費は、前年度当初予算額に対して25万9,000円、4.5%減の549万9,000円を計上いたしました。

2目売店費用は、前年度当初予算額に対して350万円、29.2%減の850万円を、3目消費税及び地方消費税は、前年度と同額の1,117万円を計上いたしました。

4目雑支出は修学資金貸付金返還金の免除などで、前年度当初予算額に対して1,140万円、54.3%減の960万1,000円を、5目長期前払消費税勘定償却は、前年度当初予算額に対して423万2,000円、43.3%減の553万1,000円を計上いたしました。

3項特別損失1目その他特別損失は科目設定でございます。

以上によりまして、下段の表のとおり、病院事業収益から病院事業費用を差し引いた当期純損益は、302万8,000円の利益を見込んでいるところでございます。

続きまして、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

18ページを御覧ください。

初めに、下段の表の資本的支出から御説明させていただきます。

1 款資本的支出は、前年度当初予算額に対して3,237万8,000円、28.1%増の1億4,746万7,000円を計上いたしました。その内訳として、1 項建設改良費 1 目資産購入費は、プラズマガス滅菌機や検査機器などの医療機器を整備するもので、前年度当初予算額に対し3,901万円、86.7%増の8,400万円を、2 目改修工事費はC棟エレベーターの改修工事を行うもので、2,600万円を計上いたしました。

2 項 1 目企業債償還金は、A棟の建設等に関わる企業債の償還で、前年度当初予算額に対して3,383万2,000円、50%減の3,386万7,000円を、3 項投資 1 目その他投資は、看護学生の修学資金で、3 名分の学生に対する貸付金として、前年度当初予算額に対して120万円、50%増の360万円を計上いたしました。

次に、資本的収入でございますが、上段の表を御覧ください。

1 款資本的収入は、前年度当初予算額に対して6,707万9,000円、112.1%増の1億2,693万5,000円を計上いたしました。

1 項 1 目企業債は、支出で御説明いたしました建設改良費用について企業債を起こすもので、前年度当初予算額に対して1億220万円、1310.3%増の1億1,000万円を計上いたしました。

2 項 1 目市町村負担金は、企業債元金償還金に関るもので、前年度当初予算額に対して3,512万1,000円、67.5%減の1,693万4,000円を計上いたしました。

3 項 1 目修学資金貸付金返還金は科目設定でございます。

これにより、資本的収入額が資本的支出額に不足する2,053万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金等で補てんしようとするものでございます。

以上、議案第8号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 以上で説明は終わりました。

次に、質疑に入りますが、ただいま議題となっております議案第5号から議案第8号の4件につきましては、議会運営委員会の意向を尊重し、質疑終了後、委員会に審査を付託する予定でありますので、詳細についてはその委員会で行うこととし、本議場では総括的な質疑といたします。

まず、議案第5号についての質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、総務常任委員会に付託し、休会中に審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第6号について質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務常任委員会に付託し、休会中に審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第7号についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、企業常任委員会に付託し、休会中に審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は企業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第8号についての質疑を許します。

1 番ますだよしお君。

○1 番（ますだよしお君） 何点かお聞きしたいと思います。

まず、お医者さんが来年度1人増えますよね。医師が1名増えると、大体1億ぐらいの収入が増えるということを前々から言われているんですが、増えてなおかつ1億ぐらい減るという理由をお聞かせ願いたい。

というのは、私ちょっと常任委員会が違うもので、すいませんが、細かいことはいいんですけれども、ちょっと何点かお尋ねしたいと思います。

もう1点、病床の稼働率の件です。1日平均100床となっていますよね。今52床だから128床か、そうですね、稼働率で言うと八十何%の稼働率になれているわけですがけれども、実際今の稼働率はたしか50何%ですよね、今現在の。

何年か前に、私が企業常任委員会的时候質問したことがあるんですが、予算というのは希望が含まれているという話があったんですね。それならそれで構わないんですけれども、この予算の中で1日の稼働が100というのは、非常に無理があるんじゃないかと思うんです。実際今50数%の稼働ですよ。その2点を取りあえずお尋ねしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

牧野病院事務部長。

○病院事務部長（牧野 悟君） お答えいたします。

取りあえずこの4月からの医師の内定が決まっているのが、内科医が2名決まっております。この予算を組む際に決まっていたのが医師1名でしたので、その1名分の予算を見込んで、1億円の増額ということで組ませていただいているところでございます。

それから、入院患者数の100人、これも無理があるんじゃないかというご質問でございますが、確かに御説明させていただいたとおり、今年度の実績を見ましても1人平均85人程度でございます。その中で新しく先生が増えるということの中で、年俸制の任期付きの採用ということで、ある程度目標を設定した上で採用しておりますので、その目標をクリアしてもらえれば100人は行けるだろうというような見込みの中で、ちょっと無理があるんじゃないかと言われればおっしゃるとおりかもしれませんが、そんなような形で組ませていただいております。

○議長（星野一成君） 1 番ますだよしお君。

○1 番（ますだよしお君） 私が申し上げたいのは、この数字を見ていると、業務を縮小して赤字幅も縮小しているというふうに見れるんです。そうじゃなくて、前にもちょっと話したことあるんですが、本来予算というものは、見込みは分かります。でも、実現できる見込み

と希望的見込みとは全然違うと思うんですよ。

私は、予算が赤字でも構わないと思っているんです。どうも当局は赤字予算組むのは嫌と、何年か前に1回組んだことがあると思うんですけれども。それはそれでいいと思っているんです。ですから、希望的観測じゃなくて、実際に踏んでいくとこのぐらいの数字で、こうなると赤字はこのくらいになるというのを、議員の皆様の前にはっきりさせたほうがいいと思うんですよ。

予算を小さくしておいて、途中で補正で膨らめて、それで一番最後にまた補正で縮めるって、1年中やっていることじゃないですか。おかしいでしょう。本来補正というのは、何かがあるから補正組むんであって。

そうじゃなくて、一番最初から縮小させた予算を組んでおいて赤字幅を小さく見せるなんていうのは、私はちょっとおかしいと思っているんです。だから、赤字なら赤字の予算で構わないから、誰が見ても納得するような、説明がするような予算を組んでもらいたいということを願っています。

今回間に合わないのは分かっていますのでいいですけども。実際、事務部長だってそう思っていると思いますよ。希望的数字と今言ったとおりだと思うんです。希望的数字で予算を組んで、みんなこれがこうなんだと思っていたら、とんだ大間違いですよ。

このところ長生病院すごい評判が良いんですからね、頑張ってもらいたいと思っているのが私の心情です。私も2か月に1回お世話になっているもので、この間、星野議長ともお会いしたんですけど。そうじゃなくて、みんなに堂々と示せるような数字を出してもらいたいというのが私の願いですので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（星野一成君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、企業常任委員会に付託し、休会中に審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は企業常任委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。総務委員会の方は第1研修室へ、企業委員の方は第2研修室へお集まりください。再開は午後2時20分といたします。

午後 2時 5分休憩

午後 2時20分再開

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各委員会が開かれ、委員会に付託しました案件について、2月12日午後1時30分から当組合管理棟においてそれぞれ委員会を開催し、審議を行う旨、企業委員長から通知がありましたので、御報告いたします。

次に、日程第14「議案第9号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木祐一君） 「議案第9号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、職員の年次有給休暇等の付与及び繰越しを、令和3年度より「年」から「年度単位」に変更するため、条例を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、現在、年次有給休暇等の付与及び繰越しの取扱いが、正職員は年単位、再任用職員及び会計年度任用職員等は年度単位となっているものを、令和3年4月1日より年度単位に統一しようとするものでございます。

当組合の職員の休暇等に関しましては、茂原市に準じた体系をとっており、令和2年茂原市議会12月定例会において所要の改正がなされたことから、その状況に鑑み、同様の改正をしようとするものでございます。

以上、議案第9号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決下さいますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付

託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第9号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（星野一成君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15「議案第10号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木祐一君） 「議案第10号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」について御説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症で生じた事態に対処する職員に対して、防疫等作業手当を支給するため、特殊勤務手当の特例を設けようとするものでございます。

改正内容につきましては、職員が新型コロナウイルス感染症から住民の生命等を保護するための作業に従事したときは、従事した日1日につき1,000円を、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業、その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、1日に

つき1,500円を支給しようとするものでございます。

改正後の規定につきましては、新型コロナウイルスの感染が疑われる住民に対して、初めて保健所の要請により救急車が出動した令和2年2月27日から適用しようとするものでございます。

以上、議案第10号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決下さいませようをお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、三橋弘明君。

○4番（三橋弘明君） 1,000円と1,500円の算出根拠ってなんですか。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木祐一君） 1,000円と1,500円の算出根拠ということでございますが、国において支給をしております防疫等作業手当に準じて設定したものでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第10号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（星野一成君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16「議案第11号一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木祐一君） 「議案第11号一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3に、廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び維持管理の状況を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない旨の「項」が追加されたことにより項のずれが生じたため、所要の改正をするものでございます。

以上、議案第11号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（星野一成君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第11号一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（星野一成君） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第12号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者、田中豊彦君。

○管理者（田中豊彦君） 「議案第12号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」御説明を申し上げます。

本案は、当組合の教育委員会委員であります小高憲二氏の任期が令和2年3月31日で満了となりますことから、その後任に白子町教育委員会教育長の牧野敬一氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

牧野氏は、平成25年4月より白子町教育委員会教育長に就任され、当組合の教育委員会委員に適任と考えるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（星野一成君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

お諮りいたします。

本案は質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありません

か。

（「異議なし」の声あり）

○議長（星野一成君） 異議なしと認め、これより採決に入ります。

「議案第12号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（星野一成君） 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり同意されました。

日程第18「公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会中間報告の件」を議題といたします。

公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会委員長、常泉健一君から報告を求めます。

○公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会委員長（常泉健一君） 公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会の中間報告を申し上げます。

本委員会は、12月22日午後1時30分より組合管理棟ふれあいホールにおいて開催し、病院事業管理者ほか関係職員の出席を求め、決算状況の推移についての報告を受けましたので、その経緯と内容について御報告をいたします。

初めに、当局から過去20年間、平成12年度以後の市町村負担金額、決算における純損益及び累積欠損金について、提出のあった資料を基に説明がありました。

まず、長生病院は自治体病院の役割とされている地域医療、小児医療などの不採算医療を担っており、昭和63年の組合移管以降、ほとんどが赤字決算となっているとのことであります。

損益が増えた要因は、医師数の減少に伴い、入院患者数も減少し、入院収益が減収となった。また、平成16年度の新たな医師臨床研修制度により派遣医師の引き上げが進み、大学からの医師の派遣に依存していた長生病院では医師の確保が困難となり、25名であった医師の数は翌17年度には18名へと減ってしまった。

また、平成18年度には大幅な診療報酬改定もあったことから、医業収益が減少し、5億9,800万円余の純損失となり、平成19年度からは、市町村負担金の繰出基準改定と重ねて繰出基準外を加えたことで、負担金が増額となった。

このような状況から、平成21年度に5ヶ年による経営健全化計画を策定し、期間中の市町村負担金を8億8,385万8,000円としていただき、企業債の借換えや病棟の閉鎖により、平成

22年度から26年度の5年間は黒字決算となった。しかしながら、平成27年度と28年度には、負担金を繰出基準相当額に戻したことを契機に赤字決算に転じたため、翌29年度から再度繰出基準外の負担金を増額していただいた。

平成30年度には経営診断を実施し、同規模自治体病院と比較して職員の人員過剰及び高人件費比率という指摘を受け、退職勧奨や調整額の見直しなどの人件費削減の取組みの効果により、令和元年度決算では6,700万円余の黒字決算となった。累積欠損金は平成12年度に21億9,800万円余であったが、平成21年度の45億100万円余をピークに増加、黒字となった平成22年度からの5年間で約40億円まで減少したものの、令和元年度末では43億1,800万円余となったとのことでした。

以上の説明に対し、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず初めに、「平成22年度からの5年間の黒字の要因は企業努力による業績改善ではなく、企業債の借換え等の外部的要因ではないのか。」との質疑に対し、病院事業管理者より、「企業債の借換えだけではこの数字の達成は難しい。費用削減ではなく、収益増加という観点からの看護基準の見直しを行うなど医業収益改善に努めた結果であり、企業債償還だけで経営の健全化がもたらされたとは捉えていない。」との答弁がありました。

また、「ここ数年は常勤医師数が18名前後で推移しているが、今後の医師確保はどのように行うのか。」との質疑があり、「今年度より単年度契約の年俸制で、常勤医師の給与よりも若干高い報酬設定とした任期付き医師採用制度を始め、早速2名の内科医から応募があった。1名が呼吸器内科医で来年4月からの採用が確定、もう1名は消化器内科医で契約の承諾を得ており、次年度は2名増員の予定。また、以前より非常勤医師については民間の紹介業者へ依頼していたが、現在は常勤医師についても依頼している。」との答弁がありました。

続いて、「市町村負担金には国や県からの補助がなく、全て構成市町村で負担しているのか。」との質疑があり、「病院を有する自治体にはベッド数に応じて、地方交付税が交付されている。また、CTやMRIなどの高額な医療機器を起債で購入した場合にも、借入額の半分为交付税の対象となり各市町村に交付されているが、詳しい金額については各市町村に確認させていただきたい。」との答弁がありました。

さらに、「累積欠損金43億円の資金について」の質疑に対しては、「減価償却費引当金として積み立てておくべきものを現金で留保しておらず、年々積み重なったものが累積欠損金となっている。詳細については次回までに資料を用意させていただく。」との答弁があり、将来経営形態が変更となり、独立行政法人や指定管理者制度に切替った場合には、この累積

欠損額43億円は構成市町村にどう影響するのか。」との再質疑には、「経営形態が変わっても累積欠損金に係る新たな市町村負担金が生じることはないとの答弁がありました。

また、「民間企業とは会計処理の方法が違うのは重々承知しているが、市町村負担金に交付税が含まれていたり、減価償却費の積み重ねが累積欠損となっているなど、本当の意味での赤字が43億円ではないのではないのか。民間企業のように決算を示すことはできるのか。」との質疑に対しては、「病院は公営企業会計なので、民間企業と同じような決算の資料等をお出しすることはできるが、考え方として、まず不採算部門を受けるにあたり、市町村が負担すべき基準内の負担金があり、それ以外の基準外での負担金を経営上の赤字と認識している部分がある。」との答弁がありました。

これらを踏まえ、本委員会といたしましては、引き続き長生病院の現状並びに課題の把握に努め、病院事業の経営に関する調査・研究をすることといたしました。

以上で中間報告を終わります。

○議長（星野一成君） 御苦労さまでした。

公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会の中間報告が終わりました。

日程第19「休会の件」を議題といたします。

明日10日から25日までは、各常任委員会委員による予算審査並びに報告書作成のため休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、26日午後2時から開会いたします。

これをもって散会といたします。

御苦労さまでございました。

午後 2時44分散会

令和3年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和3年2月26日

1 出席議員

1 番	ますだ よしお 君	2 番	山 田 広 宣 君
3 番	鈴 木 敏 文 君	4 番	三 橋 弘 明 君
5 番	常 泉 健 一 君	6 番	市 原 健 二 君
7 番	鵜 沢 一 男 君	8 番	森 佐 衛 君
9 番	今 関 澄 男 君	10 番	中 村 勇 君
11 番	小 倉 利 一 君	12 番	阿 井 市 郎 君
13 番	酒 井 良 信 君	14 番	大多和 正 之 君
15 番	星 野 一 成 君	16 番	鶴 岡 喜 豊 君
17 番	松 野 唱 平 君	18 番	大 倉 正 幸 君

2 欠席議員

なし

3 説明員

管 理 者	田 中 豊 彦 君	副 管 理 者	馬 淵 昌 也 君
副 管 理 者	田 中 憲 一 君	副 管 理 者	小 高 陽 一 君
副 管 理 者	林 和 雄 君	副 管 理 者	清 田 勝 利 君
副 管 理 者	平 野 貞 夫 君	病 院 事 業 者 管 理 者	桐 谷 好 直 君
教 育 長	内 田 達 也 君	事 務 局 長	鈴 木 祐 一 君
消 防 長	丸 幸 夫 君	水 道 部 長	斎 藤 洋 士 君
公立長生病院 事務部長心得	牧 野 悟 君	事務局次長 (環境衛生課長)	秋 葉 紀 裕 君
消防本部次長	斉 藤 豊 君	水道部次長 (工務課長)	秋 山 忠 君
事務局副参事 (総務課長)	平 山 義 晴 君	消 防 本 部 総 務 課 長	金 井 浩 司 君
水 道 部 長 管 理 課 長	齋 藤 良 和 君	公立長生病院 総 務 課 長	菅 谷 直 博 君

4 事務局職員

議 事 局 会 長	今 井 孔 才	書 記	秋 葉 正 人
書 記	倉 持 康 夫		

議 事 日 程

令和 3 年 2 月 2 6 日 午後 2 時開議

第 1 付託案件の総括審議

第 2 閉会中の所管事務調査申出の件

○議長（星野一成君） 皆さん、こんにちは。

開会前にお知らせいたします。

執行部より提出議案一覧の差し替えの申出がありましたので、説明をお願いします。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木祐一君） 開会前に恐縮でございます。

申し訳ございませんが、提出議案一覧の差し替えをお願いいたしたいと思います。

訂正箇所は、2月9日にご可決いただきました議案第11号、一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、正しくは、一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、影響調査の次に「結果」が欠落しておりましたので、訂正させていただきたいと存じます。なお、議案の訂正はございません。

よろしくをお願いいたします。

○議長（星野一成君） 執行部の説明が終わりました。

提出議案一覧の訂正の説明がありましたが、同様に議事日程（第1号）についても訂正があり、訂正いたしました議事日程（第1号）をお手元に配付してありますので、差し替えをお願いいたします。

開会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。本日お手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

書面による報告は以上です。

午後 2時 1分開会

○議長（星野一成君） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は全員であります。

よって、定足数に達し、会議は成立いたしました。

本日の日程を申し上げます。

日程は、先般お手元に配付してありますので、御了承願います。

これより、日程に入ります。

日程第1、付託案件の総括審議を議題といたします。

議案第5号から議案第8号については、それぞれ所管の委員会に審査を付託してありましたので、その審査の経過並びに結果について、各委員長より報告を願います。

まず、総務委員会の報告を求めます。

総務委員会委員長、松野唱平君。

○総務委員会委員長（松野唱平君） それでは、総務委員会の報告を申し上げます。

当委員会に審査を付託されました「議案第5号令和3年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算」並びに「議案第6号令和3年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算」について、2月12日午後1時30分から、組合管理棟ふれあいホールにおいて、管理者及び関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

初めに、管理者に対する総括質疑を行いましたので、審査内容を要約して申し上げます。

「昨年の第3回定例会で消防団員の定数が削減されたが、団員の確保は年々難しい状況にある。団員の増強に向け、どのように考えているか。」との質疑に対し、「消防団員の報酬、出動手当の増額の検討や、消防団OBが災害時に出動する機能別消防団員を考えている。」との答弁がありました。

続いて、「南消防署の今後について」の質疑があり、「建設から50年近くが経過し、老朽化も進んでおり防災拠点としての機能を十分に果たせていない。現在、関係市町と協議を重ね、消防庁舎建設等の具体的計画である消防庁舎建設等整備・組織再編実施計画を策定中であり、令和4年度からの用地購入に向けて進めている。」との答弁に対し、「南消防署管内では一宮町と睦沢町で2万人の住民がいるので、早く方向性を示していただきたい。」との要望がありました。

特別会計火葬場・斎場事業費予算については、特に質疑はありませんでした。

次に、事務担当部局に対し各会計ごとに審査いたしました結果について、要約して御報告を申し上げます。

一般会計予算については、歳出から質疑が行われ、3款民生費では、「子ども救急講習講師謝礼とあるが、その内容は。」との質疑に対し、「小学校や保育園児の保護者に対し、救急医療機関への適正受診の啓発、地域の医療体制や医療資源の状況説明を目的として実施している。医師会の3名の先生に対し謝礼という形で支出している。」との答弁がありました。

4款衛生費では、「委託料が非常に高額であるが、構成市町村の財政状況も厳しく、経費の節減が求められているが、委託に対する考えを伺いたい。」との質疑に対し、「最少の経費で最大の効果が得られるよう努めている。専門業者との随意契約案件もあるが、価格調査等を十分に行い精査している。」との答弁があり、「委託については構成市町村でも同じよ

うな議論がある。委託料が適正かとの意識を常に持ち取り組んでいただきたい。」との要望がありました。

また、「長生広域の燃えるごみ専用袋は高いという声が転入してきた住民から出ている。値段を下げる議論はされているか。」との質疑に対し、「市町村担当者会議では、市町村財政が厳しい状況にある中、今後、国が進めるプラスチックごみの資源化は、その手法が現段階では不明であり、収集や分別方法の変更には費用もかかるので、国の動向を注視し、燃えるごみ専用袋の価格だけでなく、不燃ごみなど、ごみ全体の費用についても今後検討していくこととなった。」との答弁がありました。

5 款消防費では、「新型コロナウイルス感染症に関する防疫等作業手当の金額は妥当なのか。また、その際の隊員の装備は。」との質疑があり、「防疫等作業手当の額については国からの指針に沿ったもの。救急隊員の服装については新型コロナウイルスに対応したマスク、感染防止衣等を着用している。」との答弁がありました。

続いて、「消防団員確保に向けての啓蒙啓発活動について」の質疑があり、「消防団の入団促進事業 P R のためエコバッグを購入する予算を計上している。」との答弁がありました。

6 款教育費では、「視聴覚機材の貸出しについて」の質疑があり、「各小中学校ではタブレット等が導入されており、タブレット画像を投影するプロジェクター等の需要が高まっている。貸出し機材については、各学校からアンケートを取り必要なものを中心に充実を図っている。」との答弁がありました。

歳入については、「1 款分担金及び負担金において、はしご付消防自動車購入費の負担金算出基礎に高層建築物は235棟とあるが、はしご車の出動条件は。」との質疑に対し、「はしご車は4階以上の建物について出動をしている。また、今年度配備されるはしご車は30メートル級である。」との答弁がありました。

次に、特別会計火葬場・斎場事業費予算については、歳入歳出一括して質疑が行われ、「今年度は空調設備の更新や壁紙の貼り替えを行っているが、今後も継続的に改修等を行う予定があるか。」との質疑に対し、「開設から20年以上が経過しているので、建物、設備等については計画的に改修、更新を行う予定である。」との答弁がありました。

以上が、各会計予算で審査された内容の一部であります。

以上の質疑応答を踏まえ、本委員会は「議案第5号令和3年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算」並びに「議案第6号令和3年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算」は、出席委員全員の賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しま

した。

令和3年2月26日、総務委員会委員長、松野唱平。

以上です。

○議長（星野一成君） 御苦労さまでした。

次に、企業委員会の報告を求めます。

企業委員会委員長、阿井市郎君。

○企業委員会委員長（阿井市郎君） 企業委員会の報告を申し上げます。

当委員会に審査を付託されました「議案第7号令和3年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算」並びに「議案第8号令和3年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算」について、2月12日午後1時30分から、組合管理棟第1研修室において、副管理者である長南町長、白子町長及び関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告を申し上げます。

初めに、水道事業会計予算の審査内容について、要約して申し上げます。

まず、予算書内で、「令和2年度の最終補正は、コロナ禍における家事用水量が巢籠もり需要により増加した反面、工場用水量が大幅に減少したことで給水収益が減収したとのことだが、令和3年度の予算編成も同様に考えるべきではないか。」との質疑に対し、「コロナの影響は同様に考え予算計上しているが、令和2年度の補正予算では、受水量に当初予算との差異が生じたため受水費の増額をさせていただいた。」との答弁がありました。

また、「企業債で、配水管更新工事に係る借入れとして5億8,100万円が計上されているが、施工延長はどの程度を見込んでいるのか。」との質疑に対し、「経年管の布設替え工事として約5.2キロを予定しており、メーター当たりに換算すると約9万6,000円で計算している。なお、企業債の借入れ利率は4%を設定しているが、直近の実績を基に0.4%程度で借入れを想定している。」との答弁がありました。

続いて、「有収率が1%向上すると収益はどの程度改善するのか。」との質疑に対し、「1%の増加で総給水量は21万立方メートルほど減少し、これに令和元年度の受水単価141円を乗じた場合、年間約3,000万円程度の受水費削減効果が生じてくる。」との答弁がありました。

収益的収入及び支出では、「有形固定資産の減価償却について、耐用年数が変更となった理由は。また、その定め方は。」との質疑に対し、「以前は代表的な資産について表記していたが、全ての耐用年数を記載するように改めた。地方公営企業法施行規則で定められてお

り、地方公営企業は同一の耐用年数により資産の償却を行っている。」との答弁がありました。

また、「水道料金の徴収方法について」の質疑があり、「主なものは口座振替で約71%、コンビニ収納が27%、集金が0.5%程度となっており、徴収業務については業者に委託している。」との答弁でありました。

以上が、水道事業会計で審査された内容であります。

次に、病院事業会計予算の審査内容について、要約して申し上げます。

まず、予算書内で、「エレベーター改修工事として2,600万円の計上は高額に感じるが、その内容は。」との質疑に対して、「C棟のエレベーター3基については今まで改修等を重ねてきたが、老朽化により修繕が効かなくなり新しいものに更新するもの。」との答弁がありました。

また、「老朽化が深刻なB棟について」の質疑があり、「建て替えるとした場合、どの程度の機能を必要とし敷地のどこに建設が可能であるか等、令和3年度に調査業務委託をしたうえで建て替えについて新たな検討をしていきたい。」との答弁がありました。

続いて、「新年度予算に新型コロナウイルスのワクチン接種に係る経費は含まれているのか。」との質疑に対し、「新年度予算には含まれていないが、接種が始まれば接種料として市町村から税抜き2,070円が診療報酬として入ってくる。接種には時間と人手が割かれるため、通常業務への影響から減収につながるが見込まれる。」との答弁がありました。

収益的収入及び支出では、「新年度から医師が増員となるのに、外来収益を前年度比1億1,500万円の減とした理由は。」との質疑に対し、「医師数は予算編成時で比較すると増減がないため、減収の大きな要因はコロナ禍によるもの。令和3年度は当初予算よりコロナ禍による減収を見込んだので前年度比で減となっている。」との答弁がありました。

さらに、外科医の採用状況について、「千葉大から常勤医師1名派遣との内諾を頂いた。」との答弁がありました。

また、「医師はもちろんのこと、医業職以外の職員も含め大変対応がよくなった。」との意見や、「公立病院なので、率先して料金自動支払機の導入を検討していただきたい。」との要望がありました。

資本的収入及び支出では、「企業債について、3,300万円余を償還し1億1,000万円借りたのでは、水道企業会計で言う返す以上に借りないとの考え方に反するのではないか。」との質疑があり、林副管理者より、「企業債の借入残高が5億3,500万円余と、水道部と比べて

大きく違うのでご理解いただきたい。」との答弁がありました。

また、病院経営に関し、「院長に医療と経営の両方をお願いしたのでは負担が大きいと思われるが、将来的に経営的なことは病院経営のノウハウのある方をお願いしたらどうか。」との問いに、林副管理者から、「確かに院長は大変だと思うが、事務的業務は事務方に任せ院長の責任下で病院運営をしているので、以前よりスムーズな病院経営だと感じている。」との答弁がありました。

以上が、病院事業会計で審査された内容の一部であります。

以上の質疑応答を踏まえ、本委員会は「議案第7号令和3年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算」並びに「議案第8号令和3年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算」は、出席委員全員の賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会からの報告とさせていただきます。

令和3年2月26日、企業委員会委員長、阿井市郎。

○議長（星野一成君） 御苦労さまでした。

以上で、各委員会の報告は終わりました。

ただいまの各委員会の報告に対し、一括して質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議案第5号、令和3年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算について、委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（星野一成君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、令和3年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算について、委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（星野一成君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、令和3年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算について、委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（星野一成君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、令和3年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算について、委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（星野一成君） 起立全員です。

したがって、議案第8号は委員会報告のとおり可決されました。

日程第2「閉会中の所管事務調査申出の件」を議題といたします。

先般、総務委員会委員長並びに企業委員会委員長から、会議規則第104条の規定に基づき、閉会中における所管事務調査研究の申出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中に所管事務の調査研究をすることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（星野一成君） 異議ないものと認めます。

したがって、各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中に所管事務の調査研究することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会に係る会議録の調製に当たり、字句、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、議長に一任していただきたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

これをもって、令和３年第１回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後 ２時 ２４分閉会